那覇市公報

号外第７１４号その９
毎月２回　１，１５日発行
発　行　所
那覇市泉崎１丁目１番１号
那覇市総務部総務課

目　　次

◇規　　則◇

○那覇市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（環境政策課）……… 2740

○那覇市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則（環境政策課）…… 2797

○那覇市一般廃棄物最終処分場における多目的広場の使用に関する条例施行規則
（クリーン推進課）…………………………………………… 2822

○那覇市理容師法施行細則（保健所準備室）……………………… 2825

○那覇市美容師法施行細則（保健所準備室）……………………… 2840

○那覇市旅館業法施行細則（保健所準備室）……………………… 2855

○那覇市公衆浴場法施行細則（保健所準備室）…………………… 2872

○那覇市クリーニング業法施行細則（保健所準備室）…………… 2887

○那覇市興行場法施行細則（保健所準備室）……………………… 2906

○那覇市動物の愛護及び管理に関する法律施行細則（環境保全課）………… 2919

○那覇市保育所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則
（こどもみらい課）…………………………………………… 2923

○那覇市飼い犬条例施行規則の一部を改正する規則（環境保全課）………… 2924

規　　　則

那覇市規則第56号
平成24年12月28日

那覇市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則をここに公布する。

那覇市長　翁　長　雄　志

那覇市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

（趣旨）

第1条　この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の施行に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)、那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例(平成5年那覇市条例第15号)及び那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則(平成5年那覇市規則第19号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（一般廃棄物処理施設に係る許可申請書等）

第2条　次の各号に掲げる申請書等は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　法第8条第2項の申請書　一般廃棄物処理施設設置許可申請書(第1号様式)

(2)　省令第4条の4第1項の申請書　一般廃棄物処理施設使用前検査申請書(第2号様式)

(3)　省令第4条の4の2の申請書　一般廃棄物処理施設定期検査申請書(第3号様式)

(4)　省令第4条の17の報告書　特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書(第4号様式)

(5)　省令第5条の3第1項の申請書　一般廃棄物処理施設変更許可申請書(第5号様式)

(6)　省令第5条の4の2第1項又は省令第5条の9の2第1項の届出書　一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書(第6号様式)

(7)　省令第5条の5第1項又は省令第5条の10第1項の届出書　一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書(第7号様式)

(8)　省令第5条の5の2第1項又は省令第5条の10の2第1項の申請書　一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書(第8号様式)

(9)　省令第5条の5の3又は省令第12条の11の3の届出書　廃棄物処理施設欠格要件届出書(第9号様式)

(10)　省令第5条の5の5第1項の申請書　一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者

認定申請書(第10号様式)

(11)　省令第5条の5の10第1項の届出書　一般廃棄物処理施設熱回収施設休廃止等届出書(第11号様式)

(12)　省令第5条の5の11第1項の報告書　一般廃棄物処理施設熱回収施設熱回収報告書(第12号様式)

(13)　法第9条の3第1項の規定による届出に係る書類　市の設置に係る一般廃棄物処理施設設置届出書(第13号様式)

(14)　省令第5条の8第1項の届出書　市の設置に係る一般廃棄物処理施設変更届出書(第14号様式)

(15)　省令第5条の11第1項の申請書　一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書(第15号様式)

(16)　省令第5条の12第1項の申請書　一般廃棄物処理施設設置者法人合併・分割認可申請書(第16号様式)

(17)　省令第6条第1項の届出書　一般廃棄物処理施設設置者相続届出書(第17号様式)

(一般廃棄物処理施設の許可証の交付)

第3条　市長は、法第8条第1項又は法第9条第1項の規定による許可をしたときは、一般廃棄物処理施設設置・変更許可証(第18号様式)を交付するものとする。

(廃棄物処理施設の使用前検査の結果通知)

第4条　市長は、法第8条の2第5項(法第9条第2項において準用する場合を含む。)又は法第15条の2第5項(法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)の規定による検査を行ったときは、その結果を廃棄物処理施設使用前検査結果通知書(第19号様式)により通知するものとする。

(一般廃棄物処理施設の定期検査の結果通知)

第5条　省令第4条の4の4の書面の様式は、一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書(第20号様式)とする。

(最終処分場廃止確認の通知)

第6条　市長は、法第9条第5項(法第9条の3第11項又は法第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。)の規定による確認をしたときは、最終処分場廃止確認済通知書(第21号様式)を交付するものとする。

（一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者の認定証の交付）

第7条　市長は、法第9条の2の4第1項の規定による認定をしたときは、一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定証（第22号様式）を交付するものとする。

（廃棄物処理施設の譲受け等の許可証の交付）

第8条　市長は、法第9条の5第1項（法第15条の4において準用する場合を含む。）の規定による許可をしたときは、廃棄物処理施設譲受け・借受け許可証（第23号様式）を交付するものとする。

（法人の合併又は分割の認可証の交付）

第9条　市長は、法第9条の6第1項（法第15条の4において準用する場合を含む。）の規定による認可をしたときは、廃棄物処理施設設置者法人合併・分割認可証（第24号様式）を交付するものとする。

（産業廃棄物処理業等の欠格要件に係る届出）

第10条　省令第10条の10の3又は省令第10条の24の届出書は、産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業欠格要件届出書（第25号様式）とする。

（産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出）

第11条　省令第12条の7の17第2項の届出書は、産業廃棄物処理施設に係る一般廃棄物処理施設設置届出書（第26号様式）とする。

2　省令第12条の7の17第4項の受理書は、受理書（第27号様式）とする。

3　省令第12条の7の17第5項の規定による届出は、産業廃棄物処理施設に係る一般廃棄物処理施設変更・廃止届出書（第28号様式）によるものとする。

（再生利用個別指定の申請等）

第12条　省令第9条第2号又は省令第10条の3第2号に規定する市長の指定（以下「再生利用個別指定」という。）を受けようとする者は、再生利用個別指定業指定申請書（第29号様式）を市長に提出しなければならない。

2　市長は、前項の指定をしたときは、再生利用個別指定業指定証（第30号様式。以下「指定証」という。）を交付するものとする。この場合において、市長は、前項の指定に期限を付し、又は生活環境の保全上必要な条件を付すことができる。

3　再生利用個別指定を受けた者（以下「再生利用個別指定業者」という。）は、その事業の範囲を変更しようとするときは、再生利用個別指定業変更指定申請書（第31号様式）により市長に申請しなければならない。ただし、その変更が事業の一

部の廃止であるときは、この限りでない。

4　第2項の規定は、前項に規定する事業の範囲の変更の指定について準用する。

5　再生利用個別指定業者は、その事業の範囲の全部若しくは一部を廃止したとき、又は次に掲げる事項を変更したときは、当該廃止又は変更の日から10日以内に、再生利用個別指定業廃止・変更届出書(第32号様式)により市長にその旨を届け出なければならない。

(1)　住所

(2)　氏名又は名称

(3)　事務所又は事業場の所在地

(4)　再生利用の目的

(5)　再生利用の方法

(6)　取引関係

(再生利用個別指定の取消し等)

第13条　市長は、再生利用個別指定業者が法又はこの規則に違反する行為をしたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(再生利用の実績報告)

第14条　再生利用個別指定業者は、毎年度の6月30日までに再生利用個別指定業実績報告書(第33号様式)により前年度の実績を市長に報告しなければならない。

(許可証等の再交付の申請)

第15条　法第8条第1項、法第14条第1項若しくは第6項、法第14条の4第1項若しくは第6項若しくは法第15条第1項の規定による許可を受けた者、法第9条の2の4第1項若しくは法第15条の3の3第1項の規定による認定を受けた者又は再生利用個別指定業者は、許可証、認定証又は指定証を亡失又は破損したときは、許可証等再交付申請書(第34号様式)を市長に提出して再交付を受けることができる。

2　破損により前項の規定による再交付を申請しようとする者は、破損した許可証、認定証又は指定証を添付して申請しなければならない。

(許可証等の返納)

第16条　法第8条第1項、法第14条第1項若しくは第6項、法第14条の4第1項若しくは第6項若しくは法第15条第1項の規定による許可を受けた者、法第9条の2の4第1項

若しくは法第15条の3の3第1項の規定による認定を受けた者又は再生利用個別指定業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに許可証、認定証又は指定証を市長に返納しなければならない。

(1)　許可、認定又は再生利用個別指定を取り消されたとき。

(2)　許可、認定又は再生利用個別指定の有効期間が満了したとき。

(3)　法第9条第1項、法第14条の2第1項、法第14条の5第1項又は法第15条の2の6第1項に規定する変更の許可を受けたとき。

(4)　法第9条第3項(法第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出を行った場合において、許可証を書き換えて交付されたとき、又は施設を廃止したとき。

(5)　法第14条の2第3項及び法第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出を行った場合において、事業の全部を廃止したとき、又は許可証を書き換えて交付されたとき。

(6)　政令第5条の5(政令第7条の4において準用する場合を含む。)の規定による届出を行った場合において、熱回収を行わなくなったとき、熱回収施設を廃止したとき、又は認定証を書き換えて交付されたとき。

(7)　第12条第5項の規定による届出を行った場合において、事業の全部を廃止したとき、又は指定証を書き換えて交付されたとき。

(8)　前条第1項の規定により許可証、認定証又は指定証の再交付を受けた後、亡失した許可証、認定証又は指定証を発見したとき。

(委任)

第17条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付　則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

(第1面)

一般廃棄物処理施設設置許可申請書

年　月　日

那覇市長　　　様

申請者
住　所
氏　名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

<table>
<tr><td colspan="3">一般廃棄物処理施設の設置の場所</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">一般廃棄物処理施設の種類</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">着工予定年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="3">使用開始予定年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="3">※許可の年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="3">※許可番号</td><td>第　　号</td></tr>
<tr><td colspan="3">一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)</td><td>m^3／日(　)時間
t／日(　)時間
m^3／時間
t／時間
面積　m^2
埋立容量　m^3</td></tr>
<tr><td rowspan="8">△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項</td><td colspan="2">一般廃棄物処理施設の位置</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">一般廃棄物処理施設の処理方式</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">一般廃棄物処理施設の構造及び設備</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">処理に伴い生ずる排ガス及び排水</td><td>量</td><td></td></tr>
<tr><td>処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。)を含む。)</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">※事務処理欄</td><td></td></tr>
</table>

(日本工業規格　A列4番)

（第2面）

<table>
<tr><td rowspan="3">△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項</td><td colspan="2">排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">△災害防止のための計画（一般廃棄物の最終処分場である場合）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法（ごみ処理施設の場合）</td><td>区　　分</td><td>自家処分　　　委託処分</td></tr>
<tr><td>処分方法</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">汚泥等の処分方法（し尿処理施設の場合）</td><td>区　　分</td><td>自家処分　　　委託処分</td></tr>
<tr><td>処分方法</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">△埋立処分の計画（最終処分場の場合）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項</td><td></td></tr>
</table>

（第3面）

申請者（個人である場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所

（法人である場合）

(ふりがな) 名称	住所

法定代理人（申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合）

（個人である場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所

（法人である場合）

(ふりがな) 名称	住所

役員（法定代理人が法人である場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所

役員（申請者が法人である場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所

（第4面）

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき。）

発行済株式の総数	株		出資の額	
（ふりがな） 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額	本籍	
		割合	住所	

政令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

（ふりがな） 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

備考
1　※欄は記入しないこと。
2　一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を記入すること。
3　一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること
4　△印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
(1)　一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
(2)　排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
5　△印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
6　「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
7　「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
8　市長が定める部数を提出すること。

※手数料欄

第2号様式(第2条関係)

一般廃棄物処理施設使用前検査申請書

年　　月　　日

那覇市長　　　様

申請者
住　所
氏　名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第5項(同法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、一般廃棄物処理施設の使用前検査を受けたいので、関係図面等を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	年　　月　　日　　第　　　　号
設　置　場　所	
竣(しゅん)功の年月日	年　　月　　日
使用開始予定年月日	年　　月　　日
※　受　付　欄	
備考　※欄は記入しないこと。	

(日本工業規格　A列4番)

第3号様式(第2条関係)

一般廃棄物処理施設定期検査申請書

年　　月　　日

那覇市長　　　様

申請者
住　所
氏　名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の定期検査を受けたいので申請します。

一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年　月　日　第　　号

※事務処理欄

備考　※欄は記入しないこと。

(日本工業規格　A列4番)

第4号様式(第2条関係)

特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書(　　年度)

年　　月　　日

那覇市長　　　様

報告者
住　所
氏　名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

　　　　年度の特定一般廃棄物最終処分場の状況等について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の17の規定により、次のとおり報告します。

許可の年月日及び許可番号	年　　月　　日　　第　　　号
設置の場所	
埋立処分開始年月	年　　月　　日
埋立処分終了予定年月	年　　月　　日
放流水の水質及び当該測定に係る放流水を採取した年月日	年　　月　　日
埋立処分を開始してから前年度の3月31日までに埋立処分された一般廃棄物の数量	
当該年度の4月から9月までに埋立処分された一般廃棄物の数量	
埋立処分の終了後に行う維持管理の内容	
上記の維持管理に必要な費用の額及びその算定の基礎の概要	
※事務処理欄	

備考
1　※欄は記入しないこと。
2　放流水の水質については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号)第1条第2項第14号ハ及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令(平成12年総理府・厚生省令第2号)第1条第3号ロの規定により測定したものを記載すること。

(日本工業規格　A列4番)

第5号様式(第2条関係)

(第1面)

一般廃棄物処理施設変更許可申請書

年　月　日

那覇市長　　様

申請者
住　所
氏　名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

<table>
<tr><td colspan="2">一般廃棄物処理施設の設置の場所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">一般廃棄物処理施設の種類</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">許可の年月日</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">許可番号</td><td colspan="2">第　号</td></tr>
<tr><td rowspan="5">変更の内容</td><td>一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)</td><td>変　更　後</td><td>変　更　前</td></tr>
<tr><td>m^3／日(　)時間
t ／日(　)時間
m^3／時間
t ／時間
面積　m^2
埋立容量　m^3</td><td>m^3／日(　)時間
t ／日(　)時間
m^3／時間
t ／時間
面積　m^2
埋立容量　m^3</td></tr>
<tr><td>△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">変更の理由</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">着工予定年月日</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">使用開始予定年月日</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">※許可の年月日</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">※許可番号</td><td colspan="2">第　号</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

(日本工業規格　A列4番)

（第2面）

申請者（個人である場合）

（ふりがな） 氏名	生年月日	本籍 住所

（法人である場合）

（ふりがな） 名称	住所

法定代理人（申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合）

（個人である場合）

（ふりがな） 氏名	生年月日	本籍 住所

（法人である場合）

（ふりがな） 名称	住所

役員（法定代理人が法人である場合）

（ふりがな） 氏名	生年月日	本籍 住所

役員（申請者が法人である場合）

（ふりがな） 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所

（第3面）

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき。)

発行済株式の総数	株		出資の額	
（ふりがな） 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額	本籍	
		割合	住所	

政令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

（ふりがな） 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

備考

1　※欄は記入しないこと。

2　一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を記入すること。

3　△印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。

(1)　一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

(2)　排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図

(3)　排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値

(4)　排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値

(5)　放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、大腸菌群数等の項目、最終処分場の場合は排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値

4　△印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

5　変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとすること。

6　「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

7　「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

8　市長が定める部数を提出すること。

※手数料欄

第6号様式(第2条関係)

一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書

年　　月　　日

那覇市長　　　様

届出者
住　所
氏　名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

一般廃棄物処理施設を軽微変更等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項(同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

<table>
<tr><td colspan="3">一般廃棄物処理施設の名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">一般廃棄物処理施設の設置の場所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">一般廃棄物処理施設の種類</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">許可の年月日及び許可番号
(市にあっては、届出の年月日)</td><td colspan="2">年　　月　　日　　第　　　　号</td></tr>
<tr><td rowspan="10">変更の内容</td><td colspan="2">△軽微な変更</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更(市にあっては、名称及び代表者の氏名の変更)</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">△省令第5条の4に掲げる事項の変更(同条第6号関係を除く。)</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="4">省令第5条の4第6号に掲げる事項</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(ふりがな)
氏　　名</td><td>生年月日</td><td colspan="2">本　　　　籍</td></tr>
<tr><td>役職名・呼称</td><td colspan="2">住　　　　所</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">廃止若しくは休止又は再開の理由</td><td colspan="2">(廃止・休止・再開の別)</td></tr>
<tr><td colspan="3">廃止若しくは休止又は再開の年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="3">※事務処理欄</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

備考
1　※欄は記入しないこと。
2　△印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
3　「省令第5条の4第6号に掲げる事項」の欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。ただし、省令第5条の9の2第1項の届出にあっては、当該欄の記載を要しない。
4　変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとすること。

(日本工業規格　A列4番)

第7号様式(第2条関係)

(表面)

一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書

年　　月　　日

那覇市長　　　様

届出者
住　所
氏　名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

一般廃棄物の最終処分場の埋立処分を終了したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第4項(同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

施設の廃止までの間の管理予定者及びその連絡先	住所 氏名 電話番号
設置場所	
許可の年月日及び許可番号(市にあっては、届出の年月日)	年　　月　　日　　第　　　　号
埋立地の面積、埋立ての深さ及び覆土の厚さ	面積　m^2　埋立ての深さ　m　覆土の厚さ　m
※事務処理欄	

(日本工業規格　A列4番)

（裏面）

<table>
<tr><td>埋立処分の方法</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>埋立処分開始年月日</td><td colspan="3">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>埋立処分終了年月日</td><td colspan="3">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">埋め立てた廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、数量及び性状</td><td>種　類</td><td>数　量（㎥）</td><td>性　状</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">備考　※の欄は記入しないこと。</td></tr>
</table>

第8号様式(第2条関係)

(表面)

一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書

年　月　日

那覇市長　　様

申請者
住　所
氏　名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項(同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)の規定により、一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

設置の場所		
許可の年月日及び許可番号(市にあっては、届出の年月日)	年　月　日　第　号	
埋め立てた一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量	種　類	数　量(m^3)
埋立地の面積及び埋立ての深さ		
埋立処分の方法		
埋立処分開始年月日		
埋立処分終了年月日		
悪臭の発散の防止に関する措置の内容		
火災の発生の防止に関する措置の内容		

(日本工業規格　A列4番)

（裏面）

ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容	
地下水等の水質の状況	
埋立地の保有水等の水質の状況	
埋立地からのガスの発生の状況	
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況	
埋立地の覆いの概要	
※　事　務　処　理　欄	

備考
1　※の欄は記入しないこと。
2　地下水等とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号。以下「基準省令」という。)第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいうこと。
3　保有水等とは、基準省令第1条第3項第6号の規定により集められた保有水等をいう。
4　埋立地の覆いとは、基準省令第1条第2項第17号の規定による覆いをいう。

第9号様式(第2条関係)

廃棄物処理施設欠格要件届出書

年　　月　　日

那覇市長　　　様

届出者
住　所
氏　名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

欠格要件に該当するに至ったので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第6項(同法第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。)の規定により届け出ます。

廃棄物処理施設	□　一般廃棄物処理施設　　□　産業廃棄物処理施設
処理施設の設置場所	
処理施設の種類	
許可年月日及び許可番号	年　　月　　日　　第　　　　号
該当するに至った欠格要件及び具体的事由	
欠格要件に該当するに至った年月日	年　　月　　日
※　事務処理欄	

備考
1　※欄は記入しないこと。
2　□印の箇所は該当する者にレ印を付けること。
3　欠格要件に該当するに至った日から2週間以内に届出を行うこと。

(日本工業規格　A列4番)

第10号様式(第2条関係)

(表面)

一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定申請書

年　月　日

那覇市長　　様

申請者
住　所
氏　名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設設置者として認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

熱回収施設の設置の場所		
※認定の年月日		年　月　日
※認定番号		第　号
熱回収に必要な設備に関する事項	設備の種類及びその設備の能力	
	△設備の位置、構造等の設置に関する計画	
	△設備の維持管理に関する計画	
熱回収の内容に関する計画	熱回収施設において処分する一般廃棄物の種類	
	熱回収の方法	
	熱回収率	%
許可の年月日及び許可番号		年　月　日　第　号
※事務処理欄		

(日本工業規格　A列4番)

（裏面）

備考 1　※欄は記入しないこと。 2　設備の種類については、ボイラー、発電機、熱交換器の別を記入すること。 3　設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量(トン／時)、発電機の出力(キロワット)、熱交換器の能力(キロジュール／時、複数ある場合はそれぞれの能力)を記載すること。 4　△印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、次の図面等を含むこと。 (1)　設備の位置、構造等の設置に関する計画については、熱回収に必要な設備の位置及び構造、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図を添付すること。 (2)　設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画を記載すること。また、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、補修等の計画も記載すること。 5　熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用、発電・熱利用の併用の別を記入すること。 6　熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。 7　市長が定める部数を提出すること。
※手数料欄

第11号様式(第2条関係)

一般廃棄物処理施設熱回収施設休廃止等届出書

年　月　日

那覇市長　　様

届出者
住　所
氏　名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

熱回収施設を休廃止等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の5の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

熱回収施設の設置の場所		
認定の年月日及び認定番号		年　月　日　第　　号
熱回収を行わなくなったとき	理　由	
	年　月　日	年　月　日
廃止、休止又は再開したとき	理　由	(廃止・休止・再開の別)
	年　月　日	年　月　日
熱回収に必要な設備を変更したとき	△変更の内容	
	理　由	
	年　月　日	年　月　日
※　事　務　処　理　欄		

備考
1　※欄は記入しないこと。
2　△印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
3　変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとすること。

(日本工業規格　A列4番)

第12号様式(第2条関係)

一般廃棄物処理施設熱回収施設熱回収報告書

年　月　日

那覇市長　　様

報告者
住　所
氏　名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の11の規定により、関係書類を添えて熱回収に関する報告書を提出します。

認定の年月日及び認定番号	年　月　日　第　　号
年4月1日から　年3月31日までの年間の熱回収率	%

備考　熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。

(日本工業規格　A列4番)

第13号様式(第2条関係)

(表面)

市の設置に係る一般廃棄物処理施設設置届出書

年　　月　　日

那覇市長　　　様

届出者
住　所
名　称
代表者の氏名
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置について、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

<table>
<tr><td colspan="3">一般廃棄物処理施設の設置の場所</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">一般廃棄物処理施設の種類</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">着工予定年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="3">使用開始予定年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="3">※届出の年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="3">一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)</td><td>m^3／日(　　)時間
t／日(　　)時間
m^3／時間
t／時間
面積　m^2
埋立容量　m^3</td></tr>
<tr><td rowspan="7">△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項</td><td colspan="2">一般廃棄物処理施設の位置</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">一般廃棄物処理施設の処理方式</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">一般廃棄物処理施設の構造及び設備</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">処理に伴い生ずる排ガス及び排水</td><td>量</td><td></td></tr>
<tr><td>処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。)を含む。)</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">※事務処理欄</td><td></td></tr>
</table>

(日本工業規格　A列4番)

（裏面）

<table>
<tr><td rowspan="3">△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項</td><td colspan="2">排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">△災害防止のための計画（一般廃棄物の最終処分場である場合）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法（ごみ処理施設の場合）</td><td>区　分</td><td>自家処分　　委託処分</td></tr>
<tr><td>処分方法</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">汚泥等の処分方法（し尿処理施設の場合）</td><td>区　分</td><td>自家処分　　委託処分</td></tr>
<tr><td>処分方法</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">△埋立処分の計画（最終処分場の場合）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項</td><td></td></tr>
</table>

備考

1　※欄は記入しないこと。

2　一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を記入すること。

3　一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。

4　△印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。

(1)　一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

(2)　排ガス及び排水の処理方法については、処理系等図

5　△印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

6　市長が定める部数を提出すること。

第14号様式(第2条関係)

（表面）

市の設置に係る一般廃棄物処理施設変更届出書

年　　月　　日

那覇市長　　　様

届出者
住　所
名　称
代表者の氏名
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第8項の規定により、一般廃棄物処理施設の変更について、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
届出の年月日		年　月　日	
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	変更後	変更前
		m^3／日(　)時間 t／日(　)時間 m^3／時間 t／時間 面積　m^2 埋立容量　m^3	m^3／日(　)時間 t／日(　)時間 m^3／時間 t／時間 面積　m^2 埋立容量　m^3
	△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
	△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画		
変更の理由			
着工予定年月日		年　月　日	
使用開始予定年月日		年　月　日	
※事務処理欄			

（日本工業規格　A列4番）

（裏面）

備考

1　※欄は記入しないこと。

2　一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を記入すること。

3　△印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。

(1)　一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は､変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

(2)　排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図

(3)　排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値

(4)　排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値

(5)　放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、大腸菌群数等の項目、最終処分場の場合は排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値

4　△印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

5　変更のある部分については､変更前及び変更後の内容を対照させるものとすること。

6　市長が定める部数を提出すること。

第15号様式(第2条関係)

(第1面)

一般廃棄物処理施設 譲受け
借受け 許可申請書

年　月　日

那覇市長　　様

申請者
住　所
氏　名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の5第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の 譲受け
借受け の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

譲受け又は借受けの相手方の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年　月　日　第　　号
※譲受け等の許可の年月日	年　月　日
※譲受け等の許可番号	第　　号
※事務処理欄	

(日本工業規格　A列4番)

（第2面）

申請者（個人である場合）

（ふりがな） 氏名	生年月日	本籍 住所

（法人である場合）

（ふりがな） 名称	住所

法定代理人（申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合）

（個人である場合）

（ふりがな） 氏名	生年月日	本籍 住所

（法人である場合）

（ふりがな） 名称	住所

役員（法定代理人が法人である場合）

（ふりがな） 氏名	生年月日	本籍 住所

役員（申請者が法人である場合）

（ふりがな） 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所

（第3面）

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき。）

発行済株式の総数	株	出資の額	
（ふりがな） 氏名又は名称	生　年　月　日	保有する株式の数又は出資の金額	本　　籍
		割　　合	住　　所

政令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

（ふりがな） 氏　　名	生　年　月　日	本　　籍
	役職名・呼称	住　　所

備考

1　※欄は記入しないこと。

2　「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

3　「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

4　市長が定める部数を提出すること。

※手数料欄

第16号様式(第2条関係)

(第1面)

一般廃棄物処理施設設置者法人合併・分割認可申請書

年　　月　　日

那覇市長　　　様

申請者
名　称
住　所
代表者の氏名
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の6第1項の規定により、合併又は分割について認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

① 一般廃棄物処理施設の設置の場所	
② 一般廃棄物処理施設の種類	
③ 許可の年月日及び許可番号	年　　月　　日　　第　　　号
④ 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名	
⑤ 合併又は分割の方法及び条件	
⑥ 合併又は分割の理由	
⑦ 合併又は分割の時期	
※認可の年月日	年　　月　　日
※認可番号	第　　　号
※事務処理欄	

(日本工業規格　A列4番)

（第2面）

⑧申請者

（ふりがな） 名称	住所

⑨役員

（ふりがな） 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

⑩発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（当該株主又は出資をしている者がある場合）

発行済株式の総数	株	出資の額	

（ふりがな） 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額	本籍
		割合	住所

（第3面）

⑪政令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

（ふりがな）氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

⑫合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、役員となる者

（ふりがな）氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

（第4面）

⑬合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主となる者又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者となる者

発行済株式の総数	株	出資の額	

(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額 割合	本籍 住所

⑭合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該産業廃棄物処理施設を承継する法人において、政令第4条の7に規定する使用人となる者

(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所

備考
1　※欄は記入しないこと。
2　申請者欄は、合併又は分割の当事者の連名とすること。
3　⑨～⑭の欄には、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
4　⑨及び⑫の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
5　市長が定める部数を提出すること。

※手数料欄

第17号様式(第2条関係)

(表面)

一般廃棄物処理施設設置者相続届出書

年　月　日

那覇市長　　様

届出者
住　所
氏　名
電話番号

一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者の地位を相続により承継したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の7第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

被相続人との続柄	
被相続人の氏名及び死亡時の住所	氏名 住所
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年　月　日　第　　号
相続の開始の日	
※事務処理欄	

(日本工業規格　A列4番)

（裏面）

相続人

（ふりがな） 氏名	生年月日	本籍 住所

法定代理人（相続人が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合）

（個人である場合）

（ふりがな） 氏名	生年月日	本籍 住所

（法人である場合）

（ふりがな） 名称	住所

役員（法定代理人が法人である場合）

（ふりがな） 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所

政令第4条の7に規定する使用人（相続人に当該使用人がある場合）

（ふりがな） 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所

備考

1　※欄は記入しないこと。

2　「相続人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書類を添付すること。

3　この届出書は、相続の日から30日以内に提出すること。

第18号様式(第3条関係)

一般廃棄物処理施設 設置
変更 許可証

那覇市指令　　第　　号
年　　月　　日

住　所
氏　名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第8条第1項
第9条第1項 の規定により、 設置
変更 の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。

那覇市長　　　　　　　　　　印

許可の年月日	年　月　日	許可番号	第　　号
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類			
設置場所			
処理能力			
許可の条件			
省令第3条第7項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1　施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2　計画内容等に変更があった場合には市長に速やかに連絡し、指示を受けること。 3　施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(日本工業規格　A列4番)

第19号様式(第4条関係)

廃棄物処理施設使用前検査結果通知書

第　　　号
年　月　日

住　所
氏　名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第8条の2第5項(同法第9条第2項において準用する場合を含む。) 第15条の2第5項(同法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。) の規定による結果について、次のとおり通知する。

那覇市長　　　　印

廃棄物処理施設の別	□　一般廃棄物処理施設　□　産業廃棄物処理施設
廃棄物処理施設の設置場所	
廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年　月　日　第　　号
検査の実施年月日	年　月　日
検査の結果	
※事務処理欄	
備考　□印の箇所は該当する者にレ印を付けること。	

(日本工業規格　A列4番)

第20号様式(第5条関係)

一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書

第　　　号
年　月　日

住　所
氏　名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の定期検査の結果について、次のとおり通知する。

那覇市長　　　　　　印

一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年　月　日　第　　号
定期検査の結果	
次回の検査期限	年　月　日
※事務処理欄	

(日本工業規格　A列4番)

第21号様式(第6条関係)

最終処分場廃止確認済通知書

第　　　　号
年　　月　　日

住　所
氏　名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項(同法第9条の3第11項又は同法第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。)の規定により、一般廃棄物/産業廃棄物 最終処分場が一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第3項又は第2条第3項で定める技術上の基準に適合していることを確認したことを通知する。

那覇市長　　　　　　　　　印

設置の場所		
許可の年月日及び許可番号(市にあっては、届出の年月日)	年　月　日　　第　　号	
埋め立てた一般廃棄物又は産業廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量	種　類	数　量(m^3)
埋立地の面積及び埋立ての深さ		
埋立処分の方法		
埋立処分開始年月日		
埋立処分終了年月日		
技術上の基準に係る事項		

(日本工業規格　A列4番)

第22号様式(第7条関係)

一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定証

那覇市指令　　第　　号
年　　月　　日

住　所
氏　名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設の設置者として認定を受けた者であることを証する。

那覇市長　　　　　　　　印

認定の年月日	年　　月　　日
認定の有効年月日	年　　月　　日
認定番号	第　　　号
熱回収施設の設置の場所	
熱回収の方法	
熱回収に必要な設備	
熱回収率	%
留意事項	1　毎年6月30日までに、前年度の熱回収に関する報告書を市長に提出すること。 2　熱回収を行わなくなったとき、当該熱回収施設を休廃止し、若しくは休止した当該施設を再開したとき、又は熱回収に必要な設備の変更をしたときは、遅滞なく市長に届け出ること。

(日本工業規格　A列4番)

第23号様式(第8条関係)

廃棄物処理施設 譲受け
借受け 許可証

那覇市指令　　第　　号
年　　月　　日

住　所
氏　名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の5第1項(同法第15条の4において準用する場合を含む。)の規定により、譲受け
借受けの許可を受けた一般廃棄物
産業廃棄物処理施設であることを証する。

那覇市長　　　　　　　　印

<table>
<tr><td colspan="2">譲受け
借受け 許可の年月日</td><td>年　月　日</td><td>譲受け
借受け 許可番号</td><td>第　　号</td></tr>
<tr><td colspan="2">譲受け
借受け の相手方の氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">施設の設置許可に関する事項</td><td>設置許可年月日</td><td>年　月　日</td><td>設置許可番号</td><td>第　　号</td></tr>
<tr><td>設置場所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>施設の種類</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>処理する廃棄物の種類</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>処理能力</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

(日本工業規格　A列4番)

第24号様式(第9条関係)

廃棄物処理施設設置者法人合併・分割認可証

那覇市指令　　第　　号
年　　月　　日

名　称
住　所
代表者の氏名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の6第1項(同法第15条の4において準用する場合を含む。)の規定により、合併・分割の認可を受けたことを証する。

那覇市長　　　　　　　　　　印

認可の年月日		年　月　日	認可番号	第　　号
合併・分割の時期		年　　月　　日		
合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該廃棄物処理施設を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名				
施設の設置許可に関する事項	設置許可年月日	年　月　日	設置許可番号	第　　号
	設置場所			
	施設の種類			
	処理する廃棄物の種類			
	処理能力			
	その他			

（日本工業規格　A列4番）

第25号様式(第10条関係)

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業欠格要件届出書

年　　月　　日

那覇市長　　　様

届出者
住　所
氏　名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

欠格要件に該当するに至ったので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の2 / 第14条の5 第3項 / 第3項 において準用する同法第7条の2第4項の規定により届け出ます。

許可の年月日及び許可番号	年　　月　　日　　第　　　　号
該当するに至った欠格要件及び具体的事由	
欠格要件に該当するに至った年月日	年　　月　　日
※　事　務　処　理　欄	

備考
1　※欄は記入しないこと。
2　欠格要件に該当するに至った日から2週間以内に届出を行うこと。

(日本工業規格　A列4番)

第26号様式(第11条関係)

産業廃棄物処理施設に係る一般廃棄物処理施設設置届出書

年　月　日

那覇市長　　様

届出者
住　所
氏　名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定により、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置について、関係書類を添えて届け出ます。

産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類(当該施設が省令第12条の7の16第4号の2に掲げる施設にあっては、石綿含有産業廃棄物を処理する旨)	
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	年　月　日　第　号
産業廃棄物処理施設の処理能力(産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所(既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。)の面積及び残余の埋立容量)	m^3／日(　)時間 t／日(　)時間 m^3／時間 t／時間 面積　m^2 埋立容量　m^3
法第15条の2第4項の規定により産業廃棄物処理施設に係る法第15条第1項の許可に付された条件	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量(当該施設が省令第12条の7の16第4号の2に掲げる施設にあっては、石綿含有一般廃棄物の処理量を含む。)の見込み	
一般廃棄物の処理の開始予定年月日	年　月　日
※　事　務　処　理　欄	

備考
1　※欄は記入しないこと。
2　当該届出に係る一般廃棄物の処理を開始する日の30日前までに提出すること。

(日本工業規格　A列4番)

第27号様式(第11条関係)

受理書

第　　　　号
年　　月　　日

住　所
氏　名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の17第4項の規定により、　　年　　月　　日付けの産業廃棄物処理施設に係る一般廃棄物処理施設設置届出書を受理しました。

那覇市長　　　　　　　　　印

産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
処理する一般廃棄物の種類(当該施設が省令第12条の7の16第4号の2に掲げる施設にあっては、石綿含有産業廃棄物を処理する旨)	
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	年　　月　　日　　第　　　　号
法第15条の2第4項の規定により産業廃棄物処理施設に係る法第15条第1項の許可に付された条件	

(日本工業規格　A列4番)

第28号様式(第11条関係)

産業廃棄物処理施設に係る一般廃棄物処理施設変更・廃止届出書

年　月　日

那覇市長　　　様

届出者
住　所
氏　名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の17第5項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

産業廃棄物処理施設の設置の場所			
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号		年　月　日　第　　号	
受理書の年月日及び文書番号		年　月　日　第　　号	
変更の内容	区　分	変　更　後	変　更　前
	産業廃棄物処理施設の種類		
	処理する産業廃棄物の種類		
変　更　年　月　日		年　月　日	
一般廃棄物処理事業の廃止年月日		年　月　日	
※　事　務　処　理　欄			

備考
1　※欄は記入しないこと。
2　変更又は廃止の日から10日以内に届け出ること。
3　省令第12条の7の17第4項の受理書を添付すること。

(日本工業規格　A列4番)

第29号様式(第12条関係)

(表面)

再生利用個別指定業指定申請書

年　　月　　日

那覇市長　　　様

申請者
住　所
氏　名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第9条第2号
第10条の3第2号 の規定により、

産業廃棄物の再生利用業の個別指定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲	再生活用及び再生輸送の別	
	取り扱う廃棄物の種類	
事務所及び事業場の所在地		
再生利用の目的		
再生利用の方法	再生利用の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力	
	再生利用の用に供する施設の処理方法、構造及び設備の概要	
	再生利用によって得られる再生品の種類及び量	
取引関係	排出者の氏名又は名称及び所在地	
	再生活用業者の氏名又は名称及び所在地	
	再生輸送業者の氏名又は名称及び所在地	
	再生活用により得られる有用物の利用方法(再生品の販売先)	
事業開始予定年月日		年　　月　　日
※事務処理欄		
備考　※欄は記入しないこと。		

(日本工業規格　A列4番)

（裏面）

添付書類

1　事業計画の概要を記載した書類

2　事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設付近の見取図

3　申請者が2に掲げる施設の所有権を有すること(所有権を有しない場合は、使用する権原を有すること)を証する書類

4　申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書

5　申請者が個人である場合には、その住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

6　申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(法定代理人が法人である場合には、役員の成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書)

7　申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

8　申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(これらの者が法人である場合には、登記事項証明書)

9　申請者に政令第4条の7に規定する使用人がある場合には、その者の住民票並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

10　申請者が法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類

11　排出者と再生活用業者との取引関係を記載した書類

12　生活環境保全上の対策を記載した書類

13　再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類

14　再生活用業者が再生輸送を委託する場合には、委託関係を記載した書類

15　再生輸送業者が申請する場合には、再生活用業者との委託関係を記載した書類

16　その他市長が必要と認めるもの

第30号様式(第12条関係)

再生利用個別指定業指定証

那覇市指令　　第　　号
年　　月　　日

住　所
氏　名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第9条第2号 / 第10条の3第2号 の規定により、次のとおり再生利用個別指定業の指定を受けた者であることを証する。

那覇市長　　　　　　　　　印

指定年月日		年　月　日
指定番号		第　　号
事業の範囲	再生活用及び再生輸送の別	
	取り扱う廃棄物の種類	
再生利用の方法		
取引関係		
指定に係る期限・条件		

(日本工業規格　A列4番)

第31号様式(第12条関係)

再生利用個別指定業変更指定申請書

年　　月　　日

那覇市長　　　様

申請者
住　所
氏　名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

再生利用個別指定業の変更指定を受けたいので、那覇市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第12条第3項の規定により、関係書類及び図面を添えて申請します。

指定年月日			年　　月　　日
指定番号			第　　　号
変更の内容	再生活用及び再生輸送の別	変更前	
		変更後	
	取り扱う廃棄物の種類	変更前	
		変更後	
変更の理由			
変更に係る再生利用の方法			
変更に係る取引関係			
変更予定年月日			年　　月　　日
※事務処理欄			

備考
1　※欄は記入しないこと。
2　変更の内容に応じ、第29号様式に掲げる添付書類を添付すること。

（日本工業規格　A列4番）

第32号様式(第12条関係)

再生利用個別指定業廃止・変更届出書

年　　月　　日

那覇市長　　　様

申請者
住　所
氏　名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

那覇市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第12条第5項の規定により、再生利用個別指定業の（全部廃止／一部廃止／変更）について、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

指定年月日		年　月　日	
指定番号		第　　号	
廃止した事業の範囲			
変更事項		変更後	変更前
変更の内容	住所		
	氏名又は名称		
	事務所又は事業場の所在地		
	再生利用の目的		
	再生利用の方法		
	取引関係		
全部廃止・一部廃止・変更の理由			
全部廃止・一部廃止・変更の年月日			
※事務処理欄			

備考
1　※欄は記入しないこと。
2　一部廃止又は変更の内容に応じ、第29号様式に掲げる添付書類を添付すること。
3　一部廃止若しくは変更の届出をすることにより指定証の記載事項に変更を生ずる場合、又は全部廃止の届出をする場合は、指定証を添付すること。

(日本工業規格　A列4番)

第33号様式(第14条関係)

再生利用個別指定業実績報告書(　　　　年度)

年　　月　　日

那覇市長　　　様

報告者
住　所
氏　名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

那覇市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第14条の規定により、　　　　年度の廃棄物の再生利用の実績について、次のとおり報告します。

指定の区分	再生輸送・再生活用	指定番号	第　　　　号	指定年月日	年　　月　　日

廃棄物の種類	排出者	再生輸送した場合			再生活用した場合		再生活用後の廃棄物の処理				
							自ら処分した場合		処分を委託した場合		
	住所、氏名又は名称	再生輸送先の住所、氏名又は名称	再生輸送先の再生活用方法	再生輸送量	再生活用方法	再生活用量	処分方法	処分量	委託先の住所、氏名又は名称	処分方法	委託量
合　計				t・m^3		t・m^3		t・m^3			t・m^3

備考
1　この報告書には、前年4月1日から3月31日までの1年分を記載し、6月30日までに提出すること。
2　「指定の区分」欄は、該当する事項を○で囲むこと。
3　廃棄物の種類ごとに、かつ、排出事業者ごとにとりまとめて記載すること。

(日本工業規格　A列4番)

第34号様式(第15条関係)

許可証等再交付申請書

年　　月　　日

那覇市長　　　様

申請者
住　所
氏　名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

許可証等の再交付を受けたいので、那覇市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第15条第1項の規定により、次のとおり申請します。

再交付の申請をする許可証等の種類	
許可等年月日	年　　月　　日
許可等番号	第　　　　号
再交付申請の理由	
※事務処理欄	

備考
1　※欄は記入しないこと。
2　許可証等を破損したために再交付を申請する場合は、当該許可証等を添付すること。
3　許可証等を亡失したために再交付を申請し、許可証等の再交付を受けた後、亡失した許可証等を発見したときは、直ちに当該許可証等を返納しなければならない。

(日本工業規格　A列4番)

那覇市規則第57号
平成24年12月28日

那覇市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則をここに公布する。

那覇市長　翁　長　雄　志

那覇市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則

（趣旨）

第1条　この規則は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「法」という。）の施行に関し、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成14年政令第389号。以下「政令」という。）及び使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年経済産業省・環境省令第7号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（登録の通知）

第2条　法第44条第2項の規定による通知は、引取業者登録・登録の更新通知書（第1号様式）によるものとする。

2　法第46条第3項において準用する法第44条第2項の規定による通知は、引取業者登録の変更通知書（第2号様式）によるものとする。

3　法第55条第2項の規定による通知は、フロン類回収業者登録・登録の更新通知書（第3号様式）によるものとする。

4　法第57条第3項において準用する法第55条第2項の規定による通知は、フロン類回収業者登録の変更通知書（第4号様式）によるものとする。

（登録の拒否の通知）

第3条　法第45条第2項の規定による通知は、引取業者登録・登録の更新拒否通知書（第5号様式）によるものとする。

2　法第56条第2項の規定による通知は、フロン類回収業者登録・登録の更新拒否通知書（第6号様式）によるものとする。

（登録の取消し等の通知）

第4条　法第51条第2項において準用する法第45条第2項の規定による通知は、引取業者登録取消・停止通知書（第7号様式）によるものとする。

2　法第58条第2項において準用する法第56条第2項の規定による通知は、フロン類回収業者登録取消・停止通知書（第8号様式）によるものとする。

（登録簿の閲覧の請求）

第5条　法第47条又は法第59条において準用する法第47条の規定により引取業者登録簿又はフロン類回収業者登録簿（以下「登録簿」という。）の閲覧を請求しよう

とする者は、登録簿閲覧請求書(第9号様式)を市長に提出しなければならない。

(登録簿の閲覧)

第6条　登録簿の閲覧の場所(以下「閲覧場所」という。)は、環境政策課とする。

2　登録簿を閲覧に供する時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、午後0時から午後1時までを除く。

3　登録簿を閲覧に供しない日(以下「休日」という。)は、次に掲げる日とする。

(1)　日曜日及び土曜日

(2)　国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3)　12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(4)　6月23日(慰霊の日)

4　前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、閲覧に供する時間を変更し、又は臨時に休日とすることができる。この場合においては、あらかじめその旨を閲覧場所に掲示するものとする。

5　閲覧者は、登録簿の閲覧に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　係員の指示に従って所定の場所で閲覧すること。

(2)　登録簿を外部に持ち出し、又は汚損、棄損若しくは加筆の行為をしないこと。

(3)　他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。

6　市長は、登録簿の管理のため特に必要があると認める場合は、登録簿の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

(不許可の通知)

第7条　法第62条第2項の規定による通知は、解体業不許可通知書(第10号様式)によるものとする。

2　法第69条第2項の規定による通知は、破砕業不許可通知書(第11号様式)によるものとする。

3　法第70条第2項において準用する法第69条第2項の規定による通知は、破砕業変更不許可通知書(第12号様式)によるものとする。

(許可証の書換え交付)

第8条　市長は、法第63条第1項又は法第71条第1項の規定による届出を受けた場合で

あって、省令第56条又は省令第61条の許可証の書換えを必要とするときは、当該許可証を書き換えて交付するものとする。

(許可証の再交付の申請)

第9条　省令第56条又は省令第61条の規定により許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、又は破損したときは、許可証再交付申請書(第13号様式)により、市長に許可証の再交付を申請することができる。

2　破損により前項の規定による再交付を申請しようとする者は、破損した当該許可証を添付して申請しなければならない。

3　亡失により第1項の規定による再交付を受けた者は、亡失した許可証が発見されたときは、発見された当該許可証を直ちに市長に返納しなければならない。

(許可証の返納)

第10条　省令第56条又は省令第61条の規定により許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該許可証を市長に返納しなければならない。

(1)　政令第4条で定められた期間の経過により当該許可がその効力を失ったとき。

(2)　法第64条又は法第72条において準用する法第64条の規定による届出をしたとき。

(3)　法第66条又は法第72条において準用する法第66条の規定により当該許可が取り消されたとき。

(廃業等の届出)

第11条　法第48条第1項、法第59条において準用する法第48条第1項、法第64条又は法第72条において準用する法第64条の規定による届出は、廃業等届出書(第14号様式)によるものとする。

(書類の提出)

第12条　法、政令、省令又はこの規則の規定により市長に提出する書類は、正副各1通とする。ただし、第5条の規定により提出する書類については、1通とする。

(委任)

第13条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付　則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

那覇市指令　　第　　号
年　月　日

引取業者 登　　録
登録の更新 通知書

住所
氏名　　　　　　　　　　　　　　様
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

那覇市長　　　　　印

年　月　日付けで申請のあった引取業者 登　　録
登録の更新 申請書に基づき、使用済自動車の再資源化等に関する法律第44条第2項の規定により、登　　録
登録の更新 を行ったことを通知します。

登　録　番　号	
登　録　年　月　日	
登録の有効期限	

第2号様式(第2条関係)

那覇市指令　　第　　号
年　月　日

引取業者登録の変更通知書

住所
氏名　　　　　　　　　　　　　　　　様
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

那覇市長　　　　　　印

年　月　日付けで届出のあった引取業者変更届出書に基づき、使用済自動車の再資源化等に関する法律第46条第3項において準用する同法第44条第2項の規定により、登録の変更を行ったことを通知します。

登録番号	
登録年月日	
登録の有効期限	

第3号様式(第2条関係)

那覇市指令　　第　　号
年　月　日

フロン類回収業者 登　録／登録の更新 通知書

住所
氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　様
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

那覇市長　　　　　　印

年　月　日付けで申請のあったフロン類回収業者 登　録／登録の更新 申請書基づき、使用済自動車の再資源化等に関する法律第55条第2項の規定により、登　録／登録の更新 を行ったことを通知します。

登　録　番　号		
登　録　年　月　日		
登録の有効期限		
回収しようとするフロン類の種類	ＣＦＣ	ＨＦＣ

第4号様式(第2条関係)

那覇市指令　　第　　号

年　月　日

フロン類回収業者登録の変更通知書

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　様

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

那覇市長　　　　　　印

年　月　日付けで届出のあったフロン類回収業者変更届出書に基づき、使用済自動車の再資源化等に関する法律第57条第3項において準用する同法第55条第2項の規定により、登録の変更を行ったことを通知します。

登　録　番　号		
登　録　年　月　日		
登録の有効期限		
回収しようとするフロン類の種類	ＣＦＣ	ＨＦＣ

第5号様式(第3条関係)

(表)

那覇市指令　　第　　号

年　月　日

引取業者 登　　録 / 登録の更新 拒否通知書

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　様

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

那覇市長　　　　　　印

あなたが　　　年　月　日付けで提出した引取業者 登　　録 / 登録の更新 申請書に基づく登録は、下記の理由により拒否したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第45条第2項の規定により通知します。

記

（裏）

（教示）

1　不服申立て

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に那覇市長に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

2　処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として（那覇市長が被告の代表者となります。）、提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第6号様式(第3条関係)

(表)

那覇市指令　　第　　号
年　月　日

フロン類回収業者 登　　録 / 登録の更新 拒否通知書

住所
氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　様
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

那覇市長　　　　　　印

あなたが　　　年　月　日付けで提出したフロン類回収業者 登　　録 / 登録の更新 申請書に基づく登録は、下記の理由により拒否したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第56条第2項の規定により通知します。

記

（裏）

（教示）

1　不服申立て

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に那覇市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)。

2　処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)、提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます(なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

第7号様式(第4条関係)

(表)

那覇市達　　第　　号
年　月　日

引取業者登録 取消／停止 通知書

住所
氏名　　　　　　　　　　　　　　様
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

那覇市長　　　　　　印

年　月　日付け　　　第　　号で通知した引取業者の登録は、下記の理由により 取り消した／停止した ので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第51条第2項において準用する同法第45条第2項の規定により通知します。

記

（裏）

（教示）

1　不服申立て

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に那覇市長に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

2　処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として（那覇市長が被告の代表者となります。）、提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第8号様式(第4条関係)

(表)

那覇市達　　第　　号
年　月　日

フロン類回収業者登録 取消／停止 通知書

住所
氏名　　　　　　　　　　　　　　様
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

那覇市長　　　　　　印

　　年　月　日付け　　第　　号で通知したフロン類回収業者の登録は、下記の理由により 取り消した／停止した ので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第58条第2項において準用する同法第56条第2項の規定により通知します。

記

（裏）

（教示）

1　不服申立て

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に那覇市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)。

2　処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)、提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます(なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

第9号様式(第5条関係)

登録簿閲覧請求書

年　月　日

那覇市長　　　　　様

請求者　住所
氏名

使用済自動車の再資源化等に関する法律 第47条の規定により、引取業者 / 第59条において準用する同法第47条の規定により、フロン類回収業者 登録簿の閲覧を請求します。

第10号様式(第7条関係)

(表)

那覇市指令　　第　　号

年　月　日

解体業不許可通知書

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　様

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

那覇市長　　　　　　印

あなたが　　　年　月　日付けで申請した解体業に係る 許　可 / 許可の更新 についでは、下記の理由により不許可としたので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第62条第2項の規定により通知します。

記

（裏）

（教示）

1　不服申立て

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に沖縄県知事に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

2　処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)、提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます(なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

第11号様式(第7条関係)

(表)

那覇市指令　　第　　号
年　月　日

破砕業不許可通知書

住所
氏名　　　　　　　　　　　　　　　様
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

那覇市長　　　　　　印

あなたが　　年　月　日付けで申請した破砕業に係る 許可／許可の更新 については、下記の理由により不許可としたので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第69条第2項の規定により通知します。

記

（裏）

（教示）

1　不服申立て

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に沖縄県知事に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

2　処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)、提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます(なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

第12号様式(第7条関係)

(表)

那覇市指令　　第　　号
年　月　日

破砕業変更不許可通知書

住所
氏名　　　　　　　　　　　　　　　　様
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

那覇市長　　　　　　印

あなたが、　　　年　月　日付けで申請した破砕業の事業の範囲の変更については、下記の理由により不許可としたので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第70条第2項において準用する同法第69条第2項の規定により通知します。

記

（裏）

（教示）

1　不服申立て

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に沖縄県知事に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

2　処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)、提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます(なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

第13号様式(第9条関係)

許可証再交付申請書

年　月　日

那覇市長　　　　　　　様

申請者　住所
氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

那覇市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

許可証の名称	
許可年月日	
許可番号	
再交付申請の理由	

添付書類　許可証(亡失した場合を除く。)

第14号様式(第11条関係)

廃業等届出書

年　月　日

那覇市長　　　　　　様

届出者　住所
氏名　　　　　　　　　　　　　　印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律 第48条第1項／第59条において準用する同法第48条第1項／第64条／第72条において準用する同法第64条 の規定により、次のとおり届け出ます。

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
住　　　　所	
登録・許可年月日	
登録・許可番号	
廃業等の年月日	
廃業等の理由	廃止・死亡・合併・破産・合併又は破産以外の理由による解散
届出者と当該登録・許可事業との関係	本人・相続人・役員・破産管財人・精算人

那覇市規則第58号
平成24年12月28日

那覇市一般廃棄物最終処分場における多目的広場の使用に関する条例施行規則をここに公布する。

那覇市長　翁　長　雄　志

那覇市一般廃棄物最終処分場における多目的広場の使用に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条　この規則は、那覇市一般廃棄物最終処分場における多目的広場の使用に関する条例（平成24年那覇市条例第40号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用時間）

第2条　多目的広場の使用時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、これを変更することができる。

期　　間	使用時間
5月1日から9月30日まで	8時から19時まで
10月1日から4月30日まで	8時から18時まで

（休場日）

第3条　多目的広場の休場日は、次のとおりとする。

(1)　木曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この号において「休日」という。）に当たる場合は、その日の直後の休日でない日）

(2)　12月29日から翌年の1月3日までの日

2　前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認める場合は、臨時に休場することができる。

（使用許可の申請等）

第4条　条例第4条第1項前段の規定により多目的広場の使用許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、多目的広場使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

2　前項の申請書の受付は、使用しようとする日（次条において「使用希望日」という。）の属する月の1月前の月の初日（その日が那覇市の休日を定める条例（平成3年那覇市条例第33号）第1条第1項に規定する本市の休日（以下この項において「本市の休日」という。）に当たる場合は、その日の直後の本市の休日でない日とする。次条及び第6条において「受付日」という。）から行う。

（使用許可の決定等）

第5条　前条第2項の場合において、受付日に使用希望日の使用時間が競合したときは、協議又は抽選により使用許可を決定する。

2　前項に定めるもののほか、使用許可の決定は、申請順によるものとする。

3　市長は、使用許可を決定したときは、多目的広場使用許可書を交付する。

（優先使用）

第6条　第4条第2項及び前条の規定にかかわらず、市長は、条例第9条各号のいずれかに該当する場合は、受付日以前において、使用許可の申請を受け付け、及び使用許可を決定することができる。

（許可事項変更の申請等）

第7条　条例第4条第1項後段の規定により許可事項の変更を申請しようとする者は、速やかに多目的広場使用許可事項変更申請書を市長に提出しなければならない。

2　市長は、前項に規定する申請に対し許可をしたときは、多目的広場使用許可事項変更許可書を交付する。

（使用許可の取消し等）

第8条　市長は、条例第7条の規定により使用許可を取り消し、若しくは変更し、又は使用を制限し、若しくは停止するときは、多目的広場使用取消等通知書により、使用者に通知するものとする。

（使用料の還付）

第9条　条例第8条第2項ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1)　天災その他使用者の責めに帰することのできない理由により使用することができなくなった場合　使用することができなくなった使用時間に相当する使用料額

(2)　多目的広場の使用予定日の5日前までに使用の取りやめを届書により届け出た場合　全額

(3)　条例第4条第1項後段の規定による許可事項の変更に伴い、使用料に減額が生じた場合　減額相当額

（使用料の減免）

第10条　条例第9条に規定する場合において、使用料を減免することができる額は、

次のとおりとする。

(1)　条例第9条第1号及び第2号の規定に該当する場合　全額

(2)　条例第9条第3号から第6号までの規定に該当する場合　使用料の2分の1の額

(3)　条例第9条第7号の規定に該当する場合　市長が必要と認める額

2　使用料の減免を受けようとする者は、多目的広場使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認める場合は、この限りでない。

3　市長は、使用料の減免を認めたときは、多目的広場使用料減免通知書を交付する。ただし、市長がその必要がないと認める場合は、この限りでない。

（届出）

第11条　条例第11条の規定による届出は、届書によらなければならない。

（様式）

第12条　多目的広場使用許可申請書の様式その他の様式は、市長が定める。

（補則）

第13条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付　則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

那覇市規則第59号

平成24年12月28日

那覇市理容師法施行細則をここに公布する。

那覇市長　翁　長　雄　志

那覇市理容師法施行細則

（趣旨）

第1条　この規則は、理容師法(昭和22年法律第234号。以下「法」という。)の施行に関し、理容師法施行令(昭和28年政令第232号)、理容師法施行規則(平成10年厚生省令第4号。以下「省令」という。)及び那覇市理容師法施行条例(平成24年那覇市条例第60号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（開設の届出）

第2条　法第11条第1項の規定による届出をしようとする者は、理容所開設届(第1号様式)に必要な書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。

（医師の診断書）

第3条　省令第19条第2項の医師の診断書は、健康診断書(第2号様式)によるものとする。

（検査等）

第4条　保健所長は、第2条の届出があった場合は、その構造設備について検査するものとする。

2　保健所長は、前項の検査をし、その構造設備が法第12条に規定する措置内容に適合することを確認したときは、理容所開設検査確認済証(第3号様式。以下「検査確認済証」という。)を交付するものとする。

3　理容所の開設者(以下「開設者」という。)は、検査確認済証を理容所の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

4　開設者は、検査確認済証を破損し、若しくは著しく汚損し、又は亡失した場合は、理容所開設検査確認済証再交付申請書(第4号様式)により、保健所長に再交付を申請することができる。この場合において、破損又は汚損によるときは、当該検査確認済証を添付しなければならない。

（変更又は廃止の届出）

第5条　法第11条第2項の規定による届出をしようとする者は、変更又は廃止のあった日から10日以内に、理容所開設届出事項変更届(第5号様式)又は理容所廃止届(第6号様式)に必要な書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。

（地位の承継の届出）

第6条　省令第21条第1項の規定による届出は、理容所開設者地位承継(相続)届(第7号様式)に必要な書類を添えて行わなければならない。

2　省令第21条第2項第2号の同意書は、理容所開設者地位承継同意書(第8号様式)とする。

3　省令第22条第1項又は第22条の2第1項の規定による届出は、理容所開設者地位承継(合併・分割)届(第9号様式)に必要な書類を添えて行わなければならない。

(理容師出張業届)

第7条　法第6条の2ただし書の規定により理容所以外の場所において理容の業を行おうとする者は、あらかじめ理容師出張業届(第10号様式)を保健所長に提出しなければならない。

(補則)

第8条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付　則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

年　　月　　日

那覇市保健所長　様

届出者　住　　所

フリガナ

氏　　名　　　　　　　　印

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

理容所開設届

理容師法第11条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

<table>
<tr><td rowspan="2">理容所</td><td colspan="2">名　称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">開設予定年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="3">構造設備の概要</td><td colspan="2">別紙のとおり</td></tr>
<tr><td rowspan="6">管理理容師</td><td colspan="2">氏名及び生年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日生</td></tr>
<tr><td colspan="2">住所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">理容師免許</td><td colspan="2">登録番号</td><td>第　　　号</td></tr>
<tr><td colspan="2">登録年月日</td><td>年　月　日登録</td></tr>
<tr><td colspan="3">管理理容師講習会修了証</td><td>第　　号　　　年　月　日修了</td></tr>
<tr><td colspan="3">理容師法施行規則第19条第1項第6号に規定する疾病の有無</td><td>有　　無</td></tr>
</table>

（第2面）

<table>
<tr><td rowspan="6">理
容
師</td><td>氏名及び生年月日</td><td>住所</td><td>免許登録年月日及び登録番号</td><td>理容師法施行規則第19条第1項第6号に規定する疾病の有無</td></tr>
<tr><td>年　月　日生</td><td></td><td></td><td>有　　無</td></tr>
<tr><td>年　月　日生</td><td></td><td></td><td>有　　無</td></tr>
<tr><td>年　月　日生</td><td></td><td></td><td>有　　無</td></tr>
<tr><td>年　月　日生</td><td></td><td></td><td>有　　無</td></tr>
<tr><td>年　月　日生</td><td></td><td></td><td>有　　無</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">その他の従業員の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

（添付書類）

1　理容所の付近の見取図

2　理容所の平面図

3　開設者及び理容師の履歴書

4　理容師の免許証又は免許証明書の写し

5　理容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無に関する医師の診断書(第2号様式)

6　理容師である従業者の数が常時2人以上である理容所にあっては、管理理容師資格認定講習会修了証書の写し

7　法人にあっては、登記事項証明書又は定款若しくは寄附行為の写し

第2号様式(第3条関係)

<table>
<tr><td colspan="4">健康診断書</td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>氏名及び
生年月日</td><td colspan="3">年　　月　　日生</td></tr>
<tr><td>検査疾患</td><td>検査年月日</td><td colspan="2">所　見</td></tr>
<tr><td rowspan="2">肺結核</td><td rowspan="2">年　月　日</td><td>胸部X線写真所見
(フィルムNo.)</td><td>その他所見</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>皮膚病</td><td>年　月　日</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">理容師法施行規則第19条第1項第6号に基づき厚生労働大臣が指定する伝染性疾病がある場合はその旨</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">判　定</td><td colspan="2">就業　：　適　・　不適</td></tr>
<tr><td colspan="4">上記のとおり診断する。

年　月　日

医療機関の住所及び名称

医師名　　　　　　印</td></tr>
<tr><td colspan="4">備考　X線写真で所見のあるものは、必ず検痰(たん)又は培養成績記載のこと。</td></tr>
</table>

第3号様式(第4条係)

第　　　号
年　月　日

様

那覇市保健所長　　印

理容所開設検査確認済証

　　年　　月　　日付け届出のあった理容所については、理容師法第12条に規定する措置内容に適合していることを確認します。

理容所	名　称			
	所在地			
開設者の氏名			免許登録番号	第　　　号
管理理容師又は理容師の氏名			免許登録番号	第　　　号
			資格認定講習会修了証番号	第　　　号
床の構造			腰板の構造	
洗場の構造				
消毒設備	布片			
	器具			
面　　積		㎡	理容いす	脚
採光及び照明		適(　　　　ルクス)		
換　　気		エアコン　　台	換気扇　　台	開閉式窓　　ヵ所
備　　考				

第4号様式(第4条関係)

年　　月　　日

那覇市保健所長　様

申請者　住　　所

フリガナ

氏　　名　　　　　　　　印

電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号）

理容所開設検査確認済証再交付申請書

那覇市理容師法施行細則第4条第4項の規定により、次のとおり再交付を申請します。

理容所	名　称	
	所在地	
	検査確認済証番号及び検査確認済年月日	第　　　号 年　　月　　日
再交付申請の理由		□破損 □汚損 □亡失　（　　　　）

（添付書類）

破損又は汚損の場合は、当該検査確認済証

第5号様式(第5条関係)

年　　月　　日

那覇市保健所長　様

届出者　住　　所

フリガナ

氏　　名　　　　　　　　印

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

理容所開設届出事項変更届

理容師法第11条第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

理容所	名　　称	
	所在地	
	電話番号	
検査確認済証番号及び検査確認済年月日		第　　　号 年　　月　　日
変更年月日		年　　月　　日
変更理由		
変更事項	(旧)	
	(新)	

(添付書類)

1　理容師の結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病に係る事項の変更又は理容師を新たに雇用する場合は、疾病の有無に関する医師の診断書(第2号様式)

2　管理理容師の設置又は変更の場合は、新たに管理理容師となる者の管理理容師資格認定講習会修了証書の写し

3　変更事項が理容所の構造設備に係るものである場合は、理容所の平面図

4　理容所開設検査確認済証

第6号様式(第5条関係)

年　　月　　日

那覇市保健所長　様

届出者　住　　所

フリガナ

氏　　名　　　　　　　印

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

理容所廃止届

理容師法第11条第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

理容所	名　称		
	所在地		
	検査確認済証番号及び検査確認済年月日		第　　　号 年　　月　　日
廃止年月日			年　　月　　日
廃止の理由			

(添付書類)

理容所開設検査確認済証

第7号様式(第6条関係)

年　　月　　日

那覇市保健所長　様

届出者　住　　所

フリガナ

氏　　名　　　　　　　印

生年月日　　　　年　　月　　日生

電話番号

被相続人との続柄(　　　　　　)

理容所開設者地位承継(相続)届

理容師法施行規則第21条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

被相続人	住　所	
	氏　名	
相続開始の年月日		年　　月　　日
理容所	名　称	
	所在地	
検査確認済証番号及び検査確認済年月日		第　　　号 年　　月　　日

(添付書類)

1　被相続人の戸籍謄本

2　相続人が2人以上いる場合において、その全員の同意により開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあっては、その全員の同意書(理容所開設者地位承継同意書(第8号様式))

第8号様式(第6条関係)

年　　月　　日

那覇市保健所長　様

理容所開設者地位承継同意書

私は、　　　　　　　　　　　　(住所：　　　　　　　　　　　　)

が、下記理容所の開設者の地位を承継することについて同意します。

記

理容所	名　　称	
	所 在 地	
検査確認済証番号及び検査確認済年月日		第　　　号 年　　月　　日

同意者	1	住所 氏名　　　　印　　被相続人との続柄(　　　)
	2	住所 氏名　　　　印　　被相続人との続柄(　　　)
	3	住所 氏名　　　　印　　被相続人との続柄(　　　)
	4	住所 氏名　　　　印　　被相続人との続柄(　　　)
	5	住所 氏名　　　　印　　被相続人との続柄(　　　)
	6	住所 氏名　　　　印　　被相続人との続柄(　　　)
	7	住所 氏名　　　　印　　被相続人との続柄(　　　)

第9号様式(第6条関係)

年　　月　　日

那覇市保健所長　様

届出者　主たる事務所
　　　　の所在地
　　　　名称
　　　　フリガナ
　　　　代表者氏名　　　　　　　　印
　　　　電話番号

理容所開設者地位承継(合併・分割)届

理容師法施行規則第22条第1項又は第22条の2第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

合併により消滅した法人又は分割前の法人	主たる事務所の所在地	
	名　　称	
	代表者氏名	
合併・分割の年月日		年　　月　　日
理容所	名　　称	
	所　在　地	
	検査確認済証番号及び検査確認済年月日	第　　　号 年　　月　　日

(添付書類)

合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該理容所を承継した法人の登記事項証明書

第10号様式(第7条関係)

年　　月　　日

那覇市保健所長　様

届出者　住　　所

フリガナ

氏　　名　　　　　　　印

電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号）

理容師出張業届

那覇市理容師法施行細則第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

理容所	名　　　称	
	所　在　地	
	検査確認済証番号及び検査確認済年月日	第　　　　号 年　　月　　日
業を行う理由		
業を行う年月日		年　　月　　日
業を行う場所		
業を行う者	氏名	
	免許登録番号	

那覇市規則第60号
平成24年12月28日

那覇市美容師法施行細則をここに公布する。

那覇市長　翁　長　雄　志

那覇市美容師法施行細則

(趣旨)

第1条　この規則は、美容師法(昭和32年法律第163号。以下「法」という。)の施行に関し、美容師法施行令(昭和32年政令第277号)、美容師法施行規則(平成10年厚生省令第7号。以下「省令」という。)及び那覇市美容師法施行条例(平成24年那覇市条例第66号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(開設の届出)

第2条　法第11条第1項の規定による届出をしようとする者は、美容所開設届(第1号様式)に必要な書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。

(医師の診断書)

第3条　省令第19条第2項の医師の診断書は、健康診断書(第2号様式)によるものとする。

(検査等)

第4条　保健所長は、第2条の届出があった場合は、その構造設備について検査するものとする。

2　保健所長は、前項の検査をし、その構造設備が法第13条に規定する措置内容に適合することを確認したときは、美容所開設検査確認済証(第3号様式。以下「検査確認済証」という。)を交付するものとする。

3　美容所の開設者(以下「開設者」という。)は、検査確認済証を美容所の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

4　開設者は、検査確認済証を破損し、若しくは著しく汚損し、又は亡失した場合は、美容所開設検査確認済証再交付申請書(第4号様式)により、保健所長に再交付を申請することができる。この場合において、破損又は汚損によるときは、当該検査確認済証を添付しなければならない。

(変更又は廃止の届出)

第5条　法第11条第2項の規定による届出をしようとする者は、変更又は廃止のあった日から10日以内に、美容所開設届出事項変更届(第5号様式)又は美容所廃止届(第6号様式)に必要な書類を添えて保健所長に提出しなければならない。

(地位の承継の届出)

第6条　省令第21条第1項の規定による届出は、美容所開設者地位承継(相続)届(第7号様式)に必要な書類を添えて行わなければならない。

2　省令第21条第2項第2号の同意書は、美容所開設者地位承継同意書(第8号様式)とする。

3　省令第22条第1項又は第22条の2第1項の規定による届出は、美容所開設者地位承継(合併・分割)届(第9号様式)に必要な書類を添えて行わなければならない。

(美容師出張業届)

第7条　法第7条ただし書の規定により美容所以外の場所において美容の業を行おうとするは、あらかじめ美容師出張業届(第10号様式)を保健所長に提出しなければならない。

(補則)

第8条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付　則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

年　月　日

那覇市保健所長　様

届出者　住　所

フリガナ

氏　名　　　　印

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

美容所開設届

美容師法第11条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

<table>
<tr><td rowspan="2" colspan="2">美容所</td><td>名　称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">開設予定年月日</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="3">構造設備の概要</td><td colspan="2">別紙のとおり</td></tr>
<tr><td rowspan="6">管理美容師</td><td colspan="2">氏名及び生年月日</td><td colspan="2">年　月　日生</td></tr>
<tr><td colspan="2">住　所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">美容師免許</td><td>登録番号</td><td colspan="2">第　号</td></tr>
<tr><td>登録年月日</td><td colspan="2">年　月　日登録</td></tr>
<tr><td colspan="3">管理美容師講習会修了証</td><td>第　号　年　月　日修了</td></tr>
<tr><td colspan="3">美容師法施行規則第19条第1項第6号に規定する疾病の有無</td><td>有　無</td></tr>
</table>

（第2面）

<table>
<tr><td rowspan="6">美
容
師</td><td>氏名及び生年月日</td><td>住所</td><td>免許登録年月日及び登録番号</td><td>美容師法施行規則第19条第1項第6号に規定する疾病の有無</td></tr>
<tr><td>年　月　日生</td><td></td><td></td><td>有　　無</td></tr>
<tr><td>年　月　日生</td><td></td><td></td><td>有　　無</td></tr>
<tr><td>年　月　日生</td><td></td><td></td><td>有　　無</td></tr>
<tr><td>年　月　日生</td><td></td><td></td><td>有　　無</td></tr>
<tr><td>年　月　日生</td><td></td><td></td><td>有　　無</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">その他の従業員の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

（添付書類）

1　美容所の付近の見取図

2　美容所の平面図

3　開設者及び美容師の履歴書

4　美容師の免許証又は免許証明書の写し

5　美容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無に関する医師の診断書(第2号様式)

6　美容師である従業者の数が常時2人以上である美容所にあっては、管理美容師資格認定講習会修了証書の写し

7　法人にあっては、登記事項証明書又は定款若しくは寄附行為の写し

第2号様式(第3条関係)

<table>
<tr><td colspan="5">健康診断書</td></tr>
<tr><td>住　所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>氏名及び
生年月日</td><td colspan="4">年　月　日生</td></tr>
<tr><td>検査疾患</td><td>検査年月日</td><td colspan="3">所　見</td></tr>
<tr><td rowspan="2">肺結核</td><td rowspan="2">年　月　日</td><td>胸部X線写真所見
(フィルムNo.)</td><td colspan="2">その他所見</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>皮膚病</td><td>年　月　日</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">美容師法施行規則第19条第1項第6号に基づき厚生労働大臣が指定する伝染性疾病がある場合はその旨</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">判　定</td><td colspan="3">就業　：　適　・　不適</td></tr>
<tr><td colspan="5">上記のとおり診断する。

年　月　日

医療機関の住所及び名称

医師名　印</td></tr>
<tr><td colspan="5">備考　X線写真で所見のあるものは、必ず検痰(たん)又は培養成績記載のこと。</td></tr>
</table>

第3号様式(第4条関係)

第　　　　号
年　　月　　日

様

那覇市保健所長　　印

美容所開設検査確認済証

年　　月　　日付け申請のあった美容所については、美容師法第12条に規定する措置基準を満たしていることを確認します。

美容所	名　称			
	所在地			
開設者の氏名			免許登録番号	第　　　号
管理美容師又は美容師の氏名			免許登録番号	第　　　号
			資格認定講習会修了証番号	第　　　号
床の構造			腰板の構造	
洗場の構造				
消毒設備	布片			
	器具			
面　　積		㎡	美容いす	脚
採光及び照明		適(　　　　ルクス)		
換　　気		エアコン　　台	換気扇　　台	開閉式窓　　ヵ所
備　　考				

第4号様式(第4条関係)

年　　月　　日

那覇市保健所長　様

申請者　住　　所

フリガナ

氏　　名　　　　　　　　印

電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号）

美容所開設検査確認済証再交付申請書

那覇市美容師法施行細則第4条第4項の規定により、次のとおり再交付を申請します。

美容所	名　称	
	所在地	
	検査確認済証番号及び 検査確認済年月日	第　　　号 年　　月　　日
再交付申請の理由	□破損 □汚損 □亡失	（　　　　　）

(添付書類)

破損又は汚損の場合は、当該検査確認済証

第5号様式(第5条関係)

年　　月　　日

那覇市保健所長　様

届出者　住　　所

フリガナ

氏　　名　　　　　　　　印

電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号）

美容所開設届出事項変更届

美容師法第11条第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

美容所	名　称	
	所在地	
	電話番号	
検査確認済証番号及び検査確認済年月日		第　　　号 年　　月　　日
変更年月日		年　　月　　日
変更理由		
変更事項	(旧)	
	(新)	

(添付書類)

1　美容師の結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病に係る事項の変更又は美容師を新たに雇用する場合は、疾病の有無に関する医師の診断書(第2号様式)

2　管理美容師の設置又は変更の場合は、新たに管理美容師となる者の管理美容師資格認定講習会修了証書の写し

3　変更事項が美容所の構造設備に係るものである場合は、美容所の平面図

4　美容所開設検査確認済証

第6号様式(第5条関係)

年　　月　　日

那覇市保健所長　様

届出者　住　　所

フリガナ

氏　　名　　　　　　　　印

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

美容所廃止届

美容師法第11条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

美容所	名　称	
	所在地	
	検査確認済証番号及び検査確認済年月日	第　　　号 年　　月　　日
廃止年月日		年　　月　　日
廃止の理由		

(添付書類)

美容所開設検査確認済証

第7号様式(第6条関係)

年　　月　　日

那覇市保健所長　様

届出者　住　　所

フリガナ

氏　　名　　　　　　　　印

生年月日　　　　年　　月　　日生

電話番号

被相続人との続柄(　　　　　　)

美容所開設者地位承継(相続)届

美容師法施行規則第21条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

被相続人	住　所	
	氏　名	
相続開始の年月日		年　　月　　日
美 容 所	名　称	
	所在地	
検査確認済証番号及び検査確認済年月日		第　　　　号 年　　月　　日

(添付書類)

1　被相続人の戸籍謄本

2　相続人が2人以上いる場合において、その全員の同意により開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあっては、その全員の同意書(美容所開設者地位承継同意書(第8号様式))

第8号様式(第6条関係)

年　　月　　日

那覇市保健所長　様

美容所開設者地位承継同意書

私は、　　　　　　　　　　　(住所：　　　　　　　　　　　　　　　)
が、下記美容所の開設者の地位を承継することについて同意します。

記

美容所	名　称	
	所在地	
検査確認済証番号 検査確認済年月日		第　　　　号 年　　月　　日

同意者	1	住所 氏名　　　　　　　　印　　被相続人との続柄(　　　　　)
	2	住所 氏名　　　　　　　　印　　被相続人との続柄(　　　　　)
	3	住所 氏名　　　　　　　　印　　被相続人との続柄(　　　　　)
	4	住所 氏名　　　　　　　　印　　被相続人との続柄(　　　　　)
	5	住所 氏名　　　　　　　　印　　被相続人との続柄(　　　　　)
	6	住所 氏名　　　　　　　　印　　被相続人との続柄(　　　　　)
	7	住所 氏名　　　　　　　　印　　被相続人との続柄(　　　　　)

第9号様式(第6条関係)

年　　月　　日

那覇市保健所長　様

届出者　主たる事務所
の所在地
名称
フリガナ
代表者氏名　　　　　　　　　　印
電話番号

美容所開設者地位承継(合併・分割)届

美容師法施行規則第22条第1項又は第22条の2第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

合併により消滅した法人又は分割前の法人	主たる事務所の所在地	
	名称	
	代表者氏名	
合併・分割の年月日		年　　月　　日
美容所	名　称	
	所在地	
	検査確認済証番号及び検査確認済年月日	第　　　号 年　　月　　日

(添付書類)

合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該美容所を承継した法人の登記事項証明書

第10号様式(第7条関係)

年　　月　　日

那覇市保健所長　様

届出者　住　　所

フリガナ

氏　　名　　　　　　　　　印

生年月日　　　　　年　　月　　日生

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

美容師出張業届

那覇市美容師法施行細則第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

美容所	名　　称	
	所　在　地	
	検査確認済証番号及び検査確認済年月日	第　　　号 年　　月　　日
業を行う理由		
業を行う年月日		年　　月　　日
業を行う場所		
業を行う者	氏　　名	
	免許登録番号	

那覇市規則第61号
平成24年12月28日

那覇市旅館業法施行細則をここに公布する。

那覇市長　翁　長　雄　志

那覇市旅館業法施行細則

（趣旨）

第1条　この規則は、旅館業法(昭和23年法律第138号。以下「法」という。)の施行に関し、旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「政令」という。)、旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。)及び那覇市旅館業法施行条例(平成24年那覇市条例第62号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（旅館業許可申請書）

第2条　法第3条第1項の規定による許可を受けようとする者は、旅館業営業許可申請書(第1号様式)に必要な書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。

（営業許可証等）

第3条　保健所長は、法第3条第1項の規定により許可をしたときは、旅館業営業許可証(第2号様式)を交付するものとする。

2　法第3条第5項の規定により、許可を与えないときは旅館業営業不許可通知書(第3号様式)により通知するものとする。

（地位の承継の申請）

第4条　省令第2条第1項の規定による申請は、旅館業営業承継(合併・分割)承認申請書(第4号様式)に必要な書類を添えて行わなければならない。

2　省令第3条第1項の規定による申請は、旅館業営業承継(相続)承認申請書(第5号様式)に必要な書類を添えて行わなければならない。

3　省令第3条第2項第2号の同意書は、旅館業相続同意書(第6号様式)とする。

（旅館業営業承継承認書）

第5条　保健所長は、法第3条の2第1項又は法第3条の3第1項の規定により営業者の地位の承継の承認をしたときは旅館業営業承継(合併・分割・相続)承認書(第7号様式)を、承継を不承認としたときは旅館業営業承継(合併・分割・相続)不承認通知書(第8号様式)を交付するものとする。

（変更、停止又は廃止の届出）

第6条　省令第4条の規定による届出は、変更の場合は旅館業営業許可・承継事項変更届(第9号様式)、営業の全部若しくは一部の停止又は廃止の場合は旅館業営業停止・廃止届(第10号様式)に必要な書類を添えて行わなければならない。

(水質の基準)

第7条　条例別表第1第6項第3号の規則で定める基準のうち原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水に関する基準並びに条例別表第2第1項第3号ウの規則で定める基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき同表の中欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の右欄に掲げる基準に適合するものとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、この基準により難く、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないと保健所長が認めるときは、同表の1の項から4の項までの基準の一部又は全部を適用しないことができる。

事項	検査方法	基準
1　色度	比色法又は透過光測定法	5度以下であること。
2　濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	2度以下であること。
3　水素イオン濃度	ガラス電極法又は比色法	5.8以上8.6以下であること。
4　有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	滴定法	1リットル中10ミリグラム以下であること。
5　大腸菌群	乳糖ブイヨン―ブリリアントグリーン乳糖胆汁ブイヨン培地法又は特定酵素基質培地法	50ミリリットル中に検出されないこと。
6　レジオネラ属菌	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法	検出されないこと(100ミリリットル中10cfu未満)。

2　条例別表第1第6項第3号の規則で定める基準のうち浴槽水に関する基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき同表の中欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の右欄に掲げる基準に適合するものとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、この基準により難く、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないと保健所長が認めるときは、同表の1の項及び2の項の基準のいずれか又は両方を適用しないことができる。

事項	検査方法	基準
1　濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	5度以下であること。
2　有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	滴定法	1リットル中25ミリグラム以下であること。
3　大腸菌群	下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年厚生省令・建設省令第1号)第6条に規定する方法	1ミリリットル中に1個以下であること。
4　レジオネラ属菌	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法	検出されないこと(100ミリリットル中10cfu未満)。

(補則)

第8条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付　則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

年　　月　　日

那覇市保健所長　様

申請者　住　　所

フリガナ

氏　　名　　　　　　　　印

電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号）

旅館業営業許可申請書

旅館業法第3条第1項の規定により、次の通り関係書類を添えて申請します。

営業施設	名　　称	
	所 在 地	
営業の種別		□ホテル　□旅館　□簡易宿所　□下宿
営業施設の構造設備		別紙のとおり
法第3条第2項各号に該当することの有無		□　有(内容　　　　　　　　) □　無
省令第5条第1項各号に該当することの有無		□　有(内容　　　　　　　　) □　無
備考		

（添付書類）

1　法人にあっては、登記事項証明書又は定款若しくは寄附行為の写し

2　営業施設の平面図及び室の配置図並びに営業施設の周囲おおむね150メートル以内の見取図

3　建築基準法(昭和25年法律第201号)による検査済証の写し

4　消防法令適合通知書の写し

5　その他保健所長が必要と認める書類

第2号様式(第3条関係)

指令　第　　　号

年　月　日

住所

氏名　　　　　　様

那覇市保健所長　印

旅館業営業許可証

　　年　　月　　日付けで申請のあった旅館業については、旅館業法第3条第1項の規定により営業を許可します。

営業施設	名　称	
	所在地	
営業の種別		
客室数及び収容定員		
許可の条件		

第3号様式(第3条関係)

指令　第　　　号

年　月　日

住所

氏名　　　　　　様

那覇市保健所長　　印

旅館業営業不許可通知書

　　　年　月　日付けで申請のあった旅館業については、下記の理由により営業を許可しないことに決定したので、旅館業法第3条第5項の規定により通知します。

記

理由

（裏）

（教示）

1　不服申立て

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2　処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として（那覇市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3　不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第4号様式(第4条関係)

年　　月　　日

那覇市保健所長　様

承継者　主たる事務所
の所在地
名称
フリガナ
代表者氏名　　　　　　　　　　印
電話番号

旅館業営業承継(合併・分割)承認申請書

旅館業法施行規則第2条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

合併後消滅する法人又は分割前の法人	主たる事務所の所在地	
	名　　称	
	代表者氏名	
合併後存続する法人、合併により設立される法人又は分割により旅館業を承継する法人	主たる事務所の所在地	
	名　　称	
	代表者氏名	
合併・分割の予定年月日		年　　月　　日
営業施設	名　　称	
	所　在　地	
法第3条第2項各号に該当することの有無		□有(内容　　　　　　　　) □無

営業許可番号及び年月日	第　　　　　号 年　　月　　日

（添付書類）

1　合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該旅館業を承継する法人の登記事項証明書又は定款若しくは寄附行為の写し

2　合併の場合にあっては、合併契約書及び株主議事録等の合併予定年月日を明らかにする書類

3　新設分割の場合にあっては分割計画書、吸収分割の場合は分割契約書

4　営業施設の周囲おおむね150メートルの区域内の見取り図

5　旅館業営業許可証

第5号様式(第4条関係)

年　　月　　日

那覇市保健所長　様

承継者　住　　所

フリガナ

氏　　名　　　　　　　　　印

電話番号

被相続人との続柄(　　　　　　　)

旅館業営業承継(相続)承認申請書

旅館業法施行規則第3条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

被相続人	住　所	
	氏　名	
相続開始の年月日	年　　月　　日	
営業施設	名　称	
	所在地	
法第3条第2項第1号又は第2号に該当することの有無	□有(内容　　　　　　　　　　) □無	
営業許可番号及び年月日	第　　　　号 年　　月　　日	

(添付書類)

1　被相続人の戸籍謄本

2　相続人が2人以上いる場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあっては、その全員の同意書(旅館業相続同意書(第6号様式))

第6号様式(第4条関係)

年　　月　　日

旅館業相続同意書

私は、　　　　　　　　(住所：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)
が、相続により下記旅館業の営業者の地位を承継することについて同意します。

記

営業施設	名　称	
	所在地	
営業許可番号 営業許可年月日		第　　　　号 年　　月　　日
同意者	1	住所 氏名　　　　　　　　印　被相続人との続柄(　　　　　)
	2	住所 氏名　　　　　　　　印　被相続人との続柄(　　　　　)
	3	住所 氏名　　　　　　　　印　被相続人との続柄(　　　　　)
	4	住所 氏名　　　　　　　　印　被相続人との続柄(　　　　　)
	5	住所 氏名　　　　　　　　印　被相続人との続柄(　　　　　)
	6	住所 氏名　　　　　　　　印　被相続人との続柄(　　　　　)
	7	住所 氏名　　　　　　　　印　被相続人との続柄(　　　　　)

第7号様式(第5条関係)

指令　第　　号

年　月　日

住所

氏名　　　　　　　様

那覇市保健所長　　印

旅館業営業承継(合併・分割・相続)承認書

年　　月　　日付け申請の(合併・分割・相続)による営業者の地位の承継については、旅館業法(第3条の2第1項・第3条の3第1項)の規定により次のとおり承認します。

営業施設	名　称	
	所在地	
前営業者	住　所	
	氏　名	
承認の条件		

第8号様式(第5条関係)

指令　第　　　号

年　月　日

住所

氏名　　　　　　様

那覇市保健所長　印

旅館業営業承継(合併・分割・相続)不承認通知書

年　月　日付け申請の(合併・分割・相続)による営業者の地位の承継については、下記の理由により承認しないことに決定したので通知します。

記

理由

（裏）

（教示）

1　不服申立て

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2　処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として（那覇市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3　不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第9号様式(第6条関係)

年　　月　　日

那覇市保健所長　様

営業者　住　　所

フリガナ

氏　　名　　　　　　　　印

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

旅館業営業許可・承継事項変更届

旅館業法施行規則第4条の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

営業施設	名　称		
	所在地		
営業許可番号及び年月日		第　　　号 年　　月　　日	
変　更　年　月　日		年　　月　　日	
変　更　理　由			
変　更　事　項		(旧)	
		(新)	

(添付書類)

1　旅館業営業許可証

2　変更事項が営業施設の構造設備に係るものであるときは、変更後の営業施設の平面図

第10号様式(第6条関係)

年　　月　　日

那覇市保健所長　様

営業者　住　　所

フリガナ

氏　　名　　　　　　　　　印

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

旅館業営業停止・廃止届

旅館業法施行規則第4条の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

営業施設	名　称	
	所在地	
停止又は廃止の内容		□全部停止 □一部停止(　　　　　　　　　　　　) □廃　　止
営業許可番号及び年月日		第　　　　　号 年　　月　　日
停止・廃止年月日		□停止　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで □廃止　　年　　月　　日
停止・廃止の理由		

(添付書類)

廃止の場合は、旅館業営業許可証

那覇市規則第62号
平成24年12月28日

那覇市公衆浴場法施行細則をここに公布する。

那覇市長　翁　長　雄　志

那覇市公衆浴場法施行細則

(趣旨)

第1条　この規則は、公衆浴場法(昭和23年法律第139号。以下「法」という。)の施行に関し、公衆浴場法施行規則(昭和23年厚生省令第27号。以下「省令」という。)及び那覇市公衆浴場法施行条例(平成24年那覇市条例第63号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(営業許可の申請)

第2条　法第2条第1項の規定による許可を受けようとする者は、公衆浴場営業許可申請書(第1号様式)に必要な書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。

(営業許可証等)

第3条　保健所長は、法第2条第1項の規定により許可をしたときは、公衆浴場営業許可証(第2号様式)を交付するものとする。

2　法第2条第2項の規定により許可を与えないときは、公衆浴場営業不許可通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(営業開始届出)

第4条　営業者は、法第2条第1項の規定により許可を受けた後、営業を開始しようとするときは、公衆浴場営業開始届(第4号様式)に必要な書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。

(地位の承継の届出)

第5条　省令第2条第1項の規定による届出は、公衆浴場営業者地位承継(相続)届(第5号様式)により行わなければならない。

2　省令第2条第2項第2号の同意書は、公衆浴場相続同意書(第6号様式)とする。

3　省令第3条第1項又は省令第3条の2第1項の規定による届出は、公衆浴場営業者地位承継(合併・分割)届(第7号様式)に必要な書類を添えて行わなければならない。

(変更、停止又は廃止の届出)

第6条　省令第4条の規定による届出は、変更の場合は公衆浴場営業許可申請・承継届出事項変更届(第8号様式)、営業の全部若しくは一部の停止又は廃止の場合は公衆浴場営業停止・廃止届(第9号様式)に必要な書類を添えて行わなければならない。

（水質の基準）

第7条　条例別表第1第1項第9号の規則で定める基準並びに条例別表第2第1項第9号の規則で定める基準のうち原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水に関する基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき同表の中欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の右欄に掲げる基準に適合するものとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、この基準により難く、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないと保健所長が認めるときは、同表の1の項から4の項までの基準の一部又は全部を適用しないことができる。

事項	検査方法	基準
1　色度	比色法又は透過光測定法	5度以下であること。
2　濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	2度以下であること。
3　水素イオン濃度	ガラス電極法又は比色法	5.8以上8.6以下であること。
4　有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	滴定法	1リットル中10ミリグラム以下であること。
5　大腸菌群	乳糖ブイヨン―ブリリアントグリーン乳糖胆汁ブイヨン培地法又は特定酵素基質培地法	50ミリリットル中に検出されないこと。
6　レジオネラ属菌	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法	検出されないこと(100ミリリットル中10cfu未満)。

2　条例別表第2第1項第9号の規則で定める基準のうち浴槽水に関する基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき同表の中欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の右欄に掲げる基準に適合するものとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、この基準により難く、かつ、衛生上危害を生じるお

それがないと保健所長が認めるときは、同表の1の項及び2の項の基準のいずれか又は両方を適用しないことができる。

事項	検査方法	基準
1　濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	5度以下であること。
2　有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	滴定法	1リットル中25ミリグラム以下であること。
3　大腸菌群	下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年厚生省令・建設省令第1号)第6条に規定する方法	1ミリリットル中に1個以下であること。
4　レジオネラ属菌	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法	検出されないこと(100ミリリットル中10cfu未満)。

(補足)

第8条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付　則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

年　　月　　日

那覇市保健所長　様

申請者　住　　所

フリガナ

氏　　名　　　　　　　　印

電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号）

公衆浴場営業許可申請書

公衆浴場法第2条第1項の規定により、次のとおり申請します。

営業施設	名　称		
	所在地		
公衆浴場の種類	浴湯の種類	温泉・温湯・潮湯・その他(　　　　　　　)	
	温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する公衆浴場の場合	温泉の含有物質又は医薬品等の名称	
		成分	
		用法	
		用量	
		効能	
公衆浴場の種別		□普通公衆浴場　□その他の公衆浴場(　　　　　　)	
工事着手予定日		年　　月　　日	
工事完了予定日		年　　月　　日	
営業開始予定年月日		年　　月　　日	
入浴料金			
営業施設の構造設備の概要		別紙のとおり	

(添付書類)

1　営業施設を中心とする半径300メートル以内の見取図(普通公衆浴場がある場合は、その距離を表示すること。)

2　営業施設の構造設備を明示した平面図

3　敷地が他人の所有であるときは、所有者の承諾書

4　法人にあっては、登記事項証明書又は定款若しくは寄附行為の写し

5　建築基準法(昭和25年法律第201号)による検査済証の写し

6　消防法令適合通知書の写し

7　経営しようとする公衆浴場が、那覇市公衆浴場法施行条例第2条第3項に規定するその他の公衆浴場であるときは、個室の詳細図

8　その他保健所長が必要と認める書類

第2号様式(第3条関係)

指令　　第　　　　号

年　　月　　日

住所

氏名　　　　　　　　　様

那覇市保健所長　　印

公衆浴場営業許可証

年　　月　　日付け申請のあった公衆浴場については、公衆浴場法第2条第1項の規定により営業を許可します。

公衆浴場	名　称	
	所在地	
	種　別	
条　　件		

第3号様式(第3条関係)

指令　第　　号

年　月　日

住所

氏名　　　　　　様

那覇市保健所長　印

公衆浴場営業不許可通知書

　　年　月　日付け申請のあった公衆浴場については、下記の理由により営業を許可しないことに決定したので、公衆浴場法第2条第2項ただし書の規定により通知します。

記

理由

（裏）

（教示）

1　不服申立て

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2　処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として（那覇市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3　不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第4号様式(第4条関係)

年　　月　　日

那覇市保健所長　様

届出者　住　　所

フリガナ

氏　　名　　　　　　　　　印

電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号）

公衆浴場営業開始届

年　月　日付け那覇市指令　　　第　　　号により許可を受けた次の公衆浴場は、　　　年　月　日から営業を開始するので那覇市公衆浴場法施行細則第4条の規定により届け出ます。

公衆浴場	名　称	
	所在地	
	種　別	
工事完了年月日		年　　月　　日

（添付書類）

建築基準法(昭和25年法律第201号)による検査済証の写し

第5号様式(第5条関係)

年　　月　　日

那覇市保健所長　様

届出者　住　　所

フリガナ

氏　　名　　　　　　　　印

生年月日　　　　　年　　月　　日生

電話番号

被相続人との続柄(　　　　　　)

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

公衆浴場営業者地位承継(相続)届

公衆浴場法施行規則第2条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

被相続人	住　所	
	氏　名	
相続開始の年月日		年　　月　　日
公衆浴場	名　称	
	所在地	
営業許可番号及び年月日		第　　　号 年　　月　　日

(添付書類)

1　被相続人の戸籍謄本

2　相続人が2人以上いる場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあっては、その全員の同意書(公衆浴場相続同意書(第6号様式))

第6号様式(第5条関係)

年　　月　　日

那覇市保健所長　様

公衆浴場相続同意書

私は、　　　　　　　　(住所：　　　　　　　　　　　　　)
が、相続により下記公衆浴場の営業者の地位を承継することについて同意します。

記

<table>
<tr><td colspan="2">名　称</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">所在地</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">営業許可番号
営業許可年月日</td><td>第　　　　号
年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="6">同意者</td><td>1</td><td>住所
氏名　　　　　　　　印　　被相続人との続柄(　　　　)</td></tr>
<tr><td>2</td><td>住所
氏名　　　　　　　　印　　被相続人との続柄(　　　　)</td></tr>
<tr><td>3</td><td>住所
氏名　　　　　　　　印　　被相続人との続柄(　　　　)</td></tr>
<tr><td>4</td><td>住所
氏名　　　　　　　　印　　被相続人との続柄(　　　　)</td></tr>
<tr><td>5</td><td>住所
氏名　　　　　　　　印　　被相続人との続柄(　　　　)</td></tr>
<tr><td>6</td><td>住所
氏名　　　　　　　　印　　被相続人との続柄(　　　　)</td></tr>
</table>

第7号様式(第5条関係)

年　　月　　日

那覇市保健所長　様

届出者　主たる事務所
の所在地
名称
フリガナ
代表者氏名　　　　　　　　　印
電話番号

公衆浴場営業者地位承継(合併・分割)届

公衆浴場法施行規則第3条第1項又は省令第3条の2第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

合併により消滅した法人又は分割前の法人	主たる事務所の所在地	
	名　　称	
	代表者氏名	
合併・分割の年月日		年　　月　　日
公衆浴場	名　称	
	所在地	
	営業許可番号及び年月日	第　　　号 年　　月　　日

(添付書類)

合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該公衆浴場を承継する法人の登記事項証明書又は定款若しくは寄附行為の写し

第8号様式(第6条関係)

年　　月　　日

那覇市保健所長　様

届出者　住　　所

フリガナ

氏　　名　　　　　　　　印

生年月日　　　　　年　　月　　日生

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

公衆浴場営業許可申請・承継届出事項変更届

公衆浴場法施行規則第4条の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

公衆浴場	名　称	
	所在地	
営業許可番号及び年月日		第　　　号 年　　月　　日
変更年月日		年　　月　　日
変更事項	(旧)	
	(新)	

(添付書類)

1　公衆浴場営業許可証

2　変更事項が営業施設の構造設備に係るものであるときは、変更後の営業施設の平面図

第9号様式(第7条関係)

年　　月　　日

那覇市保健所長　様

届出者　住　　所

フリガナ

氏　　名　　　　　　　　印

生年月日　　　　　年　　月　　日生

電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号）

公衆浴場営業停止・廃止届

公衆浴場法施行規則第4条の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

公衆浴場	名　称	
	所在地	
停止又は廃止の内容		□全部停止 □一部停止（　　　　　　　　　　　） □廃　　止
営業許可番号及び年月日		第　　　　号 年　　月　　日
停止・廃止年月日		□停止　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで □廃止　　年　　月　　日
停止・廃止の理由		

(添付書類)

廃止の場合は、公衆浴場営業許可証

那覇市規則第63号
平成24年12月28日

那覇市クリーニング業法施行細則をここに公布する。

那覇市長　翁　長　雄　志

那覇市クリーニング業法施行細則

（趣旨）

第1条　この規則は、クリーニング業法(昭和25年法律第207号。以下「法」という。)の施行に関し、クリーニング業法施行令(昭和28年政令第233号)、クリーニング業法施行規則(昭和25年厚生省令第35号。以下「省令」という。)及び那覇市クリーニング業法施行条例(平成24年那覇市条例第65号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（開設等の届出）

第2条　法第5条第1項の規定による届出をしようとする者は、クリーニング所開設届(第1号様式)に必要な書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。

2　法第5条第2項の規定による届出をしようとする者は、無店舗取次店営業届(第2号様式)に必要な書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。

3　前2項の届出をする営業者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、前2項の届出に、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類を添付するものとする。

(1)　クリーニング所又は無店舗取次店の名称

(2)　クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号

(3)　従事者数

(4)　従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

（検査確認済証等の交付）

第3条　保健所長は、法第5条の2の規定による確認をしたときは、クリーニング所開設検査確認済証(第3号様式。以下「検査確認済証」という。)を当該クリーニング所の営業者に交付するものとする。

2　クリーニング所の営業者は、検査確認済証をクリーニング所の見やすい場所に掲げるものとする。

3　保健所長は、法第5条第2項に規定する営業(以下「無店舗取次店」という。)の届出を受理したときは、当該届出の内容を確認のうえ、無店舗取次店届出済証(第4

号様式。以下「届出済証」という。)を当該無店舗取次店の営業者に交付するものとする。

(検査確認済証又は届出済証の再交付申請)

第4条　営業者は、検査確認済証又は届出済証を破損し、若しくは著しく汚損し、又は亡失した場合は、クリーニング所等検査確認済証・届出済証再交付申請書(第5号様式)により、保健所長に再交付を申請することができる。この場合において、破損又は汚損によるときは、当該申請書に当該検査確認済証又は届出済証を添付しなければならない。

(変更又は廃止の届出)

第5条　法第5条第3項の規定による届出をしようとする者は、変更の場合はクリーニング所(無店舗取次店)届出事項変更届(第6号様式)、廃止の場合はクリーニング所(無店舗取次店)廃止届(第7号様式)に必要な書類を添えて保健所長に提出しなければならない。

(地位の承継の届出)

第6条　省令第2条の2第1項の規定による届出は、クリーニング所(無店舗取次店)営業者地位承継(相続)届(第8号様式)により行わなければならない。

2　省令第2条の2第2項第2号の同意書は、クリーニング所(無店舗取次店)営業者地位承継同意書(第9号様式)とする。

3　省令第2条の3第1項又は第2条の4第1項の規定による届出は、クリーニング所(無店舗取次店)営業者地位承継(合併・分割)届(第10号様式)により行わなければならない。

(伝染性疾病の届出)

第7条　営業者は、法第9条に規定する業務に従事する者が結核若しくは感染性の皮膚疾患にかかった場合又は当該疾病が治癒した場合は、業務従事者の伝染性疾病に関する届出書(第11号様式)に当該疾病に関する医師の診断書を添付して、保健所長に届け出るものとする。

(補則)

第8条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付　則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

年　　月　　日

那覇市保健所長　様

届出者　本　　籍

住　　所

フリガナ

氏　　名　　　　　　　　印

電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号）

クリーニング所開設届

クリーニング業法第5条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

クリーニング所	名　　称		
	所 在 地		
	電話番号		
	開設予定年月日	年　　月　　日	
営業形態	□　洗濯物の処理のみを行うクリーニング所 □　洗濯物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所 □　洗濯物の処理、受取及び引渡しを行うクリーニング所 □　仕上げのみを行うクリーニング所		
伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのある洗濯物の取扱い			□有　□無
管理人	本　　籍		
	住　　所		
	氏　　名		
	生年月日	年　　月　　日生	

<table>
<tr><td rowspan="6">従事者</td><td colspan="2">従事者数</td><td>名(うちクリーニング師数　　　名)</td></tr>
<tr><td rowspan="5">クリーニング師</td><td>本　　籍</td><td></td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td></td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td></td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td>年　　月　　日生</td></tr>
<tr><td>登録番号</td><td>第　　　　　号</td></tr>
</table>

(添付書類)

1　クリーニング所の付近の見取図

2　クリーニング所の平面図

3　洗濯物の受取及び引渡し、又は仕上げのみの場合は、洗濯を行うクリーニング所のクリーニング所検査確認済証の写し

（第2面）

構造設備の概要	建物の構造及びクリーニング所の面積		造　　階建　　㎡	
	洗濯場	床	コンクリート・タイル・その他（　　　）	
		腰張り	コンクリート・タイル・その他（　　　）	
		給水設備	上水道・簡易水道・井戸・その他（　　　）	
		洗濯機等	洗濯機　　台・脱水機　　台	
		ドライ設備	ソルベント・パークロ・フッ素・その他（　　　）	
		排水状況	下水道　　側溝（排水溝　　箇所）	
		洗剤、溶剤、薬品等を格納する設備	戸棚　　個・容器　　個	
		その他の設備		
	仕上場	設備名	種類と台数	
		プレス機	（　　　）　台 （　　　）　台 （　　　）　台	
		アイロン	（　　　）　台 （　　　）　台 （　　　）　台	
		噴霧機	（　　　）　台 （　　　）　台 （　　　）　台	
		その他の設備		
	保管設備及び集配容器		処理済	未処理
			戸棚　　個 容器　　個 パイプ棚　　個 その他　　個	戸棚　　個 容器　　個 その他　　個

第2号様式(第2条関係)

年　　月　　日

那覇市保健所長　様

届出者　本　　籍
住　　所
フリガナ
氏　　名　　　　　　　　印
電話番号
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

無店舗取次店営業届

クリーニング業法第5条第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

<table>
<tr><td rowspan="3">無店舗取次店</td><td>名　　称</td><td></td><td>電話番号</td><td></td></tr>
<tr><td>営業区域</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>営業開始年月日</td><td colspan="3">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="4">業務用車両の概要</td><td>自動車登録番号又は車両番号</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>保管場所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">構造の概要</td><td>洗濯物を入れる容器</td><td colspan="2">処理済　　個・未処理　　個</td></tr>
<tr><td colspan="3">その他</td></tr>
<tr><td colspan="4">伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのある洗濯物の取扱い</td><td>□有　□無</td></tr>
<tr><td rowspan="6">従事者</td><td colspan="2">従事者数</td><td colspan="2">名(うちクリーニング師数　　名)</td></tr>
<tr><td rowspan="5">クリーニング師</td><td>本　　籍</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日生</td></tr>
<tr><td>登録番号</td><td colspan="2">第　　　　号</td></tr>
</table>

洗濯物の処理をするクリーニング所	名　称	
	所在地	
営業方法		

（添付書類）

1　業務用車両の自動車検査証の写し

2　法人にあっては、登記事項証明書又は定款若しくは寄附行為の写し

3　洗濯を行うクリーニング所のクリーニング所開設検査確認済証の写し

第3号様式(第3条関係)

第　　　号
年　月　日

様

那覇市保健所長　　印

クリーニング所開設検査確認済証

年　月　日付け届出のあったクリーニング業については、クリーニング業法第3条第2項又は第3項に規定する措置内容に適合していることを確認します。

クリーニング所	名　称	
	所 在 地	
営業者の氏名		
営業形態		
面積		㎡
クリーニング師	氏　名	
	登録番号	第　　号

※洗濯物の受取及び引渡し、又は仕上げのみを行うクリーニング所の場合

洗濯物の処理をするクリーニング所	名　称	
	所在地	

第4号様式(第3条関係)

第　　　　号
年　　月　　日

様

那覇市保健所長　　印

無店舗取次店届出済証

年　　月　　日付けでクリーニング業法第5条第2項の規定による届出があったことを証します。

名称無店舗取次店の名称		
営業者の氏名(法人にあってはその名称)		
業務用車両の自動車登録番号又は車両番号		
業務用車両の保管場所		
営業区域		
クリーニング師	氏　　名	
	登録番号	第　　　号

第5号様式(第4条関係)

年　　月　　日

那覇市保健所長　様

届出者　本　籍
住　所
フリガナ
氏　名　　　　　　　印
電話番号
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号）

クリーニング所等 検査確認済証／届出済証 再交付申請書

那覇市クリーニング業法施行細則第4条の規定により、次のとおり再交付を申請します。

クリーニング所	名　称	
	所在地	
無店舗取次店	名　称	
	業務用車両の保管場所	
	業務用車両の自動車登録番号又は車両番号	
検査確認済証番号又は届出済証番号		第　　　号
検査確認済年月日又は届出済年月日		年　　月　　日
再交付申請の理由	□破損 □汚損 □亡失	（　　　）

（添付書類）

破損又は汚損の場合は、当該検査確認済証又は届出済証

第6号様式(第5条関係)

年　　月　　日

那覇市保健所長　様

届出者　本　　籍

住　　所

フリガナ

氏　　名　　　　　　　　印

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

クリーニング所(無店舗取次店)届出事項変更届

クリーニング業法第5条第3項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

クリーニング所又は無店舗取次店の名称		
クリーニング所の所在地		
検査確認済証番号又は届出済証番号	第　　　　号	
検査確認済年月日又は届出済年月日	年　　月　　日	
変更年月日	年　　月　　日	
変更事項	(旧)	
	(新)	

(添付書類)

1　クリーニング所開設検査確認済証又は無店舗取次店届出済証

2　作業場に変更があるときは、変更後の作業場の平面図

第7号様式(第5条関係)

年　　月　　日

那覇市保健所長　様

届出者　本　　籍

住　　所

フリガナ

氏　　名　　　　　　　　印

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

クリーニング所(無店舗取次店)廃止届

クリーニング業法第5条第3項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

クリーニング所又は無店舗取次店の名称	
クリーニング所の所在地	
廃止年月日	年　　月　　日
検査確認済証番号又は届出済証番号	第　　　　号
検査確認済年月日又は届出済年月日	年　　月　　日
廃止の理由	

(添付書類)

クリーニング所開設検査確認済証又は無店舗取次店届出済証

第8号様式(第6条関係)

年　　月　　日

那覇市保健所長　様

届出者　本　　籍
住　　所
フリガナ
氏　　名　　　　　　　印
電話番号
被相続人との続柄(　　　　　　)

クリーニング所(無店舗取次店)営業者地位承継(相続)届

クリーニング業法施行規則第2条の2の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

被相続人	住　所		
	氏　名		
相続開始の年月日		年　　月　　日	
クリーニング所	名　称		
	所在地		
無店舗取次店	名　称		
	業務用車両の保管場所		
	業務用車両の自動車登録番号又は車両番号		
検査確認済証番号又は届出済証番号		第　　　号	
検査確認済年月日又は届出済年月日		年　　月　　日	

(添付書類)

1　被相続人の戸籍謄本

2　相続人が2人以上いる場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあっては、その全員の同意書(クリーニング所(無店舗取次店)営業者地位承継同意書(第9号様式))

第9号様式(第6条関係)

年　　月　　日

那覇市保健所長　様

クリーニング所(無店舗取次店)営業者地位承継同意書

私は、　　　　　　　　　　　　(住所：　　　　　　　　　　　　　)

が、営業者の地位を承継することについて同意します。

クリーニング所	名　称		
	所在地		
無店舗取次店	名　称		
	業務用車両の保管場所		
	業務用車両の自動車登録番号又は車両番号		
検査確認済証番号又は届出済証番号		第　　　号	
検査確認済年月日又は届出済年月日		年　月　日	
同意者	1	住所 氏名　　　　　印　被相続人との続柄(　　　)	
	2	住所 氏名　　　　　印　被相続人との続柄(　　　)	
	3	住所 氏名　　　　　印　被相続人との続柄(　　　)	
	4	住所 氏名　　　　　印　被相続人との続柄(　　　)	
	5	住所 氏名　　　　　印　被相続人との続柄(　　　)	

第10号様式(第6条関係)

年　　月　　日

那覇市保健所長　様

届出者　主たる事務所の所在地
名称
フリガナ
代表者氏名　　　　　　　　　　印
電話番号

クリーニング所(無店舗取次店)営業者地位承継(合併・分割)届

クリーニング業法施行規則第2条の3又は第2条の4の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

<table>
<tr><td rowspan="3">合併により消滅した法人又は分割前の法人</td><td>主たる事務所の所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>名　　称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>代表者氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">合併・分割の年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">クリーニング所</td><td>名　　称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>所　在　地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">無店舗取次店</td><td>名　　称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">業務用車両の保管場所</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">業務用車両の自動車登録番号又は車両番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">検査確認済証番号又は届出済証番号</td><td>第　　　号</td></tr>
<tr><td colspan="3">検査確認済年月日又は届出済年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
</table>

(添付書類)

合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該クリーニング業の営業者の地位を承継する法人の登記事項証明書

第11号様式(第7条関係)

年　　月　　日

那覇市保健所長　様

営業者 住　　所

フリガナ

氏　　名　　　　　　　　印

電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号）

業務従事者の伝染性疾病に関する届出書

業務従事者が伝染性疾病(にかかった・が治癒した）ので、那覇市クリーニング業施行細則第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

クリーニング所	名　称			
	所在地			
無店舗取次店	名　称			
	業務用車両の保管場所			
	業務用車両の自動車登録番号又は車両番号			
検査確認済証番号又は届出済証番号		第　　　号		
検査確認済年月日又は届出済年月日		年　　月　　日		
疾病にかかり、又は治癒した者	氏　名		生年月日	
	住　所			
病名				
疾病にかかり、又は治癒した年月日		年　　月　　日		

（添付書類）

医師の診断書

那覇市規則第64号
平成24年12月28日

那覇市興行場法施行細則をここに公布する。

那覇市長　翁　長　雄　志

那覇市興行場法施行細則

（趣旨）

第1条　この規則は、興行場法(昭和23年法律第137号。以下「法」という。)の施行に関し、那覇市興行場法施行条例(平成24年那覇市条例第61号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（営業許可の申請）

第2条　法第2条第1項の規定による許可を受けようとする者は、興行場営業許可申請書(第1号様式)に必要な書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。

（営業許可証等）

第3条　保健所長は、法第2条第1項の規定により許可をしたときは、興行場営業許可証(第2号様式)を交付するものとする。

2　法第2条第2項の規定により許可を与えないときは、興行場営業不許可通知書(第3号様式)により通知するものとする。

（地位の承継の届出）

第4条　法第2条の2第2項の規定による相続の場合の届出は、興行場営業者地位承継(相続)届(第4号様式)に必要な書類を添えて行わなければならない。

2　前項の場合において、相続人が2人以上あるときは、その全員の同意により当該営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者である旨を証明する興行場相続同意書(第5号様式)を添付するものとする。

3　法第2条の2第2項の規定による合併又は分割の場合の届出は、興行場営業者地位承継(合併・分割)届(第6号様式)に必要な書類を添えて行わなければならない。

（変更の届出）

第5条　条例第2条第1項の規定による変更の届出は、興行場営業許可・承継事項変更届(第7号様式)に必要な書類を添えて行わなければならない。

（停止等の届出）

第6条　条例第2条第2項の規定による営業の全部若しくは一部の停止又は廃止の届出は、興行場営業停止・廃止届(第8号様式)に必要な書類を添えて行わなければならない。

（補則）

第7条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付　則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

年　　月　　日

那覇市保健所長　様

申請者　住　　所

フリガナ

氏　　名　　　　　　　　　印

電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号）

興行場営業許可申請書

興行場法第2条第1項の規定により、次のとおり申請します。

興　行　場	名　称			
	所在地			
	種　別	映画・演劇・音楽・スポーツ・演芸・観せ物		
入場者の定員		階　　名	階　　名	計　　　名
営業開始予定年月日		年　　月　　日		
一時的に設けられる興行場にあっては、その興行の期間		年　　月　　日～　　年　　月　　日		
衛生責任者	住　所			
	氏　名		年　　月　　日生	
管　理　者	住　所			
	氏　名		年　　月　　日生	

（第2面）

<table>
<tr><td rowspan="14">構造設備の概要</td><td rowspan="3">建物</td><td colspan="4">造り　階建て</td><td rowspan="3">敷地</td><td rowspan="3" colspan="2">㎡</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築面積</td><td colspan="2">㎡</td></tr>
<tr><td colspan="2">延べ面積</td><td colspan="2">㎡</td></tr>
<tr><td>観覧室の床面積</td><td colspan="3">階　㎡</td><td colspan="2">階　㎡</td><td colspan="2">計　㎡</td></tr>
<tr><td>受動喫煙防止対策</td><td colspan="7">全面禁煙・分煙</td></tr>
<tr><td>喫煙所</td><td colspan="3">階　箇所　㎡</td><td colspan="2">階　箇所　㎡</td><td colspan="2">計　箇所　㎡</td></tr>
<tr><td>換気設備の種類</td><td colspan="7">第　　種換気設備</td></tr>
<tr><td rowspan="4">照明設備</td><td rowspan="2">観覧室</td><td>通常</td><td colspan="2">ルクス</td><td>出入口</td><td colspan="2">ルクス</td></tr>
<tr><td>映写・演技中</td><td colspan="2">ルクス</td><td>便　所</td><td colspan="2">ルクス</td></tr>
<tr><td colspan="2">ロビー</td><td colspan="2">ルクス</td><td>休憩室</td><td colspan="2">ルクス</td></tr>
<tr><td colspan="2">階　段</td><td colspan="2">ルクス</td><td></td><td colspan="2">ルクス</td></tr>
<tr><td rowspan="3">入場者用便器の数</td><td colspan="4">階</td><td colspan="3">階</td></tr>
<tr><td colspan="2">男性用</td><td colspan="2">大（　）・小（　）</td><td>男性用</td><td colspan="2">大（　）・小（　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">女性用</td><td colspan="2"></td><td>女性用</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="7"></td></tr>
</table>

（添付書類）

1　法人にあっては、登記事項証明書又は定款若しくは寄附行為の写し

2　興行場の周囲100メートル以内の排水及び建物の状況を示す見取図

3　興行場の配置図、各階平面図及び観覧席配置図

4　電気設備及び電線配置図

5　換気設備の構造概要

6　冷暖房設備を設置する場合は、その構造概要

7　建築基準法(昭和25年法律第201号)による検査済証の写し

8　消防法令適合通知書の写し

9　その他保健所長が必要と認める書類

第2号様式(第3条関係)

指令　第　　号

年　月　日

住所

氏名　　　　　様

那覇市保健所長　印

興行場営業許可証

年　月　日付け申請のあった興行場については、興行場法第2条第1項の規定により営業を許可します。

興　行　場	名　称	
	所在地	
	種　別	
入場者の定員		

第3号様式(第3条関係)

指令　　第　　　　号

年　　月　　日

住所

氏名　　　　　　　　様

那覇市保健所長　　印

興行場営業不許可通知書

年　月　日付け申請のあった興行場については、下記の理由により営業を許可しないことに決定したので、興行場法第2条第2項ただし書の規定により通知します。

記

理由

（裏）

（教示）

1　不服申立て

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2　処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として（那覇市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3　不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第4号様式(第4条関係)

年　　月　　日

那覇市保健所長　様

届出者　住　　所

フリガナ

氏　　名　　　　　　　　印

電話番号

被相続人との続柄(　　　　　　)

興行場営業者地位承継(相続)届

興行場法第2条の2第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

被相続人	住　所	
	氏　名	
相続開始の年月日		年　　月　　日
興 行 場	名　称	
	所在地	
営業許可番号及び年月日		第　　　号 年　　月　　日

(添付書類)

1　被相続人の戸籍謄本

2　相続人が2人以上いる場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあっては、その全員の同意書(興行場相続同意書(第5号様式))

第5号様式(第4条関係)

年　　月　　日

那覇市保健所長　様

興行場相続同意書

私は、　　　　　　　　　(住所：　　　　　　　　　　　　　　)
が、相続により下記興行場の営業者の地位を承継することについて同意します。

記

名　称		
所在地		
営業許可番号 営業許可年月日	第　　　号 年　　月　　日	
同意者	1	住所 氏名　　　　　　印　被相続人との続柄(　　　)
	2	住所 氏名　　　　　　印　被相続人との続柄(　　　)
	3	住所 氏名　　　　　　印　被相続人との続柄(　　　)
	4	住所 氏名　　　　　　印　被相続人との続柄(　　　)
	5	住所 氏名　　　　　　印　被相続人との続柄(　　　)
	6	住所 氏名　　　　　　印　被相続人との続柄(　　　)

第6号様式(第4条関係)

年　　月　　日

那覇市保健所長　様

承継者　主たる事務所
　　　　の所在地
　　　　名称
　　　　フリガナ
　　　　代表者氏名　　　　　　　　印
　　　　電話番号

興行場営業者地位承継(合併・分割)届

興行場法第2条の2第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

合併により消滅した法人又は分割前の法人	主たる事務所の所在地	
	名　称	
	代表者氏名	
合併・分割の年月日		年　　月　　日
興行場	名　称	
	所在地	
営業許可番号及び年月日		第　　号 年　月　日

(添付書類)

合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該興行場の営業者の地位を承継する法人の登記事項証明書又は定款若しくは寄附行為の写し

第7号様式(第5条関係)

年　　月　　日

那覇市保健所長　様

届出者　住　　所

フリガナ

氏　　名　　　　　　　　印

電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号）

興行場営業許可・承継事項変更届

那覇市興行場法施行条例第2条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

興行場	名　称		
	所在地		
営業許可番号及び年月日		第　　　号 年　　月　　日	
変更年月日		年　　月　　日	
変更理由			
変更事項		(旧)	
		(新)	

(添付書類)

1　興行場営業許可証

2　変更事項が営業施設の構造設備に係るものであるときは、変更後の営業施設の平面図

第8号様式(第6条関係)

年　　月　　日

那覇市保健所長　様

届出者　住　　所

フリガナ

氏　　名　　　　　　　　　印

電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号）

興行場営業停止・廃止届

那覇市興行場法施行条例第2条第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

興行場	名　　称	
	所 在 地	
停止又は廃止の内容		□全部停止 □一部停止（　　　　　　　　　　　　） □廃　　止
営業許可番号及び年月日		第　　　　号 年　　月　　日
停止・廃止年月日		□停止　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで □廃止　　年　　月　　日
停止・廃止の理由		

（添付書類）

廃止の場合は、興行場営業許可証

那覇市規則第65号
平成24年12月28日

那覇市動物の愛護及び管理に関する法律施行細則をここに公布する。

那覇市長　翁　長　雄　志

那覇市動物の愛護及び管理に関する法律施行細則

（趣旨）

第1条　この規則は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（犬又はねこの引取りの申請等）

第2条　法第35条第1項及び第2項の規定による犬又はねこの引取りの申請は、犬・ねこ引取申請書(第1号様式)により行うものとする。

2　前項の引取りは、市長の指定する場所において行う。

3　第1項の引取りを行う日時は、那覇市の休日を定める条例(平成3年那覇市条例第33号)第1条第1項各号に規定する本市の休日以外の日の午前9時から午後0時まで及び午後1時から午後3時までとする。

（公示等）

第3条　市長は、法第35条第2項において準用する同条第1項の規定により引き取った犬若しくはねこ又は法第36条第2項の規定により収容した犬、ねこ等の動物であって所有者の判明しないものの種類、引取り又は収容した日時及び場所その他必要な事項を2日間公示するものとする。ただし、明らかに所有者がいないと認められる場合は、この限りでない。

2　前項の規定による公示は、市役所前の掲示場に掲示して行う。

（犬又はねこ等の返還の申請）

第4条　法第35条第2項の規定により引き取られた犬又はねこ及び法第36条第2項の規定により収容された犬、ねこ等の動物の返還の申請は、犬・ねこ等返還申請書(第2号様式)により行うものとする。

2　前項の返還は、市長の指定する日時及び場所において行う。

付　則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

犬・ねこ引取申請書

年　　月　　日

那覇市長　　　様

申請者　住所

氏名　　　　　　　　　　印

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項(第2項)の規定により、次のとおり犬又はねこの引取りを申請します。

区　分	犬　・　ねこ				
種　類		生年月日	年　月　日　歳	性別	オス・メス
名　前		毛　色	白・黒・茶・灰・トラ	体格	大・中・小
特　徴				こう傷歴	無・有
飼えなくなった理由	□計画外の繁殖　□転居　□飼育者の死去 □管理困難な攻撃的性格　□治療困難な疾病　□飼育費用の負担 □その他の飼育できない理由　[　　　]				
登録番号	無　有　第　　号		注射済票番号	無　有　第　　号	
申請者がこの申請以前に行った譲渡に関する内容(他人へのあっせん等)					
これまでの引取申請回数	□今回が初めて　□今回で（　　）回目				
拾得日時	年　月　日　（午前　・　午後）　時　分				
拾得場所					
拾得時の状況					
備　考					

注　1　本人確認ができる身分証(運転免許証・写真付住民基本台帳カード等)を提示すること。

　　2　生後91日以上の犬は、登録番号及び注射済票番号の欄を記入すること。

第2号様式(第4条関係)

犬・ねこ等返還申請書

年　　月　　日

那覇市長　　様

所有者　住所

氏名

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名)

那覇市動物の愛護及び管理に関する法律施行細則第4条第1項の規定により、次のとおり犬、ねこ等の返還を申請します。

区　分	犬 ・ ねこ ・ その他（　　　　　　）					
種　類		生年月日	年　月　日　歳	性別	オス・メス	
名　前		毛　色	白・黒・茶・灰・トラ	体格	大・中・小	
特　徴						
逸走の理由						
登録番号	無　有　第　　号	注射済票番号	無　有　第　　号			
備　考						

那覇市規則第66号
平成24年12月28日

那覇市保育所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長　翁　長　雄　志

那覇市保育所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市保育所設置及び管理条例施行規則(1964年那覇市規則第13号)の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>別表(第2条関係)
<table>
<tr><th>名称</th><th>定員</th></tr>
<tr><td colspan="2">[略]</td></tr>
<tr><td>那覇市松川保育所</td><td>[略]</td></tr>
<tr><td><u>那覇市樋川保育所</u></td><td><u>40人</u></td></tr>
<tr><td>那覇市宇栄原保育所</td><td>[略]</td></tr>
<tr><td colspan="2">[略]</td></tr>
</table></td><td>別表(第2条関係)
<table>
<tr><th>名称</th><th>定員</th></tr>
<tr><td colspan="2">[略]</td></tr>
<tr><td>那覇市松川保育所</td><td>[略]</td></tr>
<tr><td>那覇市宇栄原保育所</td><td>[略]</td></tr>
<tr><td colspan="2">[略]</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考　表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係る罫線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。</td></tr>
</table>

付　則
この規則は、平成25年4月1日から施行する。

那覇市規則第67号
平成24年12月28日

那覇市飼い犬条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長　翁　長　雄　志

那覇市飼い犬条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市飼い犬条例施行規則(昭和49年那覇市規則第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
	(捕獲犬の返還の申請) 第10条　条例第8条第1項の規定により捕獲され抑留中の犬の所有者は、当該犬の返還を求めようとするときは、捕獲犬返還申請書(第7号様式)により申請するものとする。 [第7号様式　別記]
備考 1　改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 2　改正後の欄中の様式(以下「改正後様式」という。)の表示に対応する改正前の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正後様式を加える。	

付　則
この規則は、平成25年4月1日から施行する。

［改正後　別記］
第7号様式(第10条関係)

捕獲犬返還申請書

年　　月　　日

那覇市長　様

所有者　住所
氏名
電話番号
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

那覇市飼い犬条例施行規則第10条の規定により、次のとおり犬の返還を申請します。

種　類		犬の生年月日	年　月　日　歳
呼　称		毛　色	白・黒・茶・灰・トラ
性　別	オス　　メス	体　格	大　・　中　・　小
特　徴		収容年月日	年　月　日
登録番号	無　有　第　　号	注射済票番号	無　有　第　　号
備　考			